

## 平成21年第4回板倉町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第1日 12月9日(水曜日)	
○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者の職氏名	4
開 会 (午前 9時00分)	5
○開会の宣告	5
○町長あいさつ	5
○諸般の報告	6
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○議案第83号 専決処分事項の承認について	8
○議案第84号 館林邑楽農業共済事務組合の規約変更に関する協議について	9
○議案第85号 館林邑楽農業共済事務組合の解散に関する協議について	9
○議案第86号 館林邑楽農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について	10
○議案第87号 東毛広域市町村圏振興整備組合の規約変更に関する協議について	12
○議案第88号 町道路線の認定について	13
○議案第89号 字区域の変更について	14
○議案第90号 平成21年度板倉町一般会計補正予算(第5号)について	15
○議案第90号 平成21年度板倉町一般会計補正予算(第5号)に対する修正動議について	24
○議案第91号 平成21年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について	40
○議案第92号 平成21年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について	41
○議案第93号 平成21年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第2号)について	44
○議案第94号 平成21年度板倉町下水道事業特別会計補正予算(第3号)について	45
○陳情第3号 後期高齢者医療制度の廃止を政府に求める陳情について	46

○陳情第4号 全額国庫負担の「最低保障年金制度」創設を政府に求める陳情について	46
○散会の宣告	46
散 会 (午後 1時48分)	47

第2日 12月10日(木曜日)

○議事日程	49
○出席議員	49
○欠席議員	49
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	49
○職務のため出席した者の職氏名	49
開 議 (午前 9時00分)	51
○開議の宣告	51
○一般質問	51
青 木 秀 夫 君	51
石 山 徳 司 君	63
秋 山 豊 子 さん	74
小森谷 幸 雄 君	84
野 中 嘉 之 君	96
黒 野 一 郎 君	104
○散会の宣告	118
散 会 (午後 4時02分)	119

第8日 12月16日(水曜日)

○議事日程	121
○出席議員	121
○欠席議員	121
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	121
○職務のため出席した者の職氏名	122
開 議 (午前 9時00分)	123
○開議の宣告	123
○常任委員会委員長報告	123
○陳情第3号 後期高齢者医療制度の廃止を政府に求める陳情について	123
○陳情第4号 全額国庫負担の「最低保障年金制度」創設を政府に求める陳情について	124
○閉会中の継続調査・審査について	124
○日程の追加	124
○議案第95号 館林衛生施設組合理約の変更に関する協議について	125

○町長あいさつ .....	1 2 6
○閉会の宣告 .....	1 2 7
閉    会    (午前 9時18分) .....	1 2 7

板倉町告示第96号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第102条の規定により、平成21年第4回板倉町議会定例会を次のとおり招集する。

平成21年12月3日

板倉町長 栗 原 実

1. 日 時 平成21年12月9日
2. 場 所 板倉町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 ( 1 4 名 )

1 番	川 野 辺	達 也	君	2 番	延 山	宗 一	君
3 番	小 森 谷	幸 雄	君	4 番	黒 野	一 郎	君
5 番	石 山	徳 司	君	6 番	市 川	初 江	さん
7 番	青 木	秀 夫	君	8 番	野 中	嘉 之	君
9 番	石 山	甚 一 郎	君	1 0 番	秋 山	豊 子	さん
1 1 番	荻 野	美 友	君	1 2 番	青 木	佳 一	君
1 3 番	川 田	安 司	君	1 4 番	塩 田	俊 一	君

○ 不 応 招 議 員 ( な し )

## 平成21年第4回板倉町議会定例会

議事日程（第1号）

平成21年12月9日（水）午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 議案第83号 専決処分事項の承認について  
日程第 4 議案第84号 館林邑楽農業共済事務組合の規約変更に関する協議について  
日程第 5 議案第85号 館林邑楽農業共済事務組合の解散に関する協議について  
日程第 6 議案第86号 館林邑楽農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について  
日程第 7 議案第87号 東毛広域市町村圏振興整備組合の規約変更に関する協議について  
日程第 8 議案第88号 町道路線の認定について  
日程第 9 議案第89号 字区域の変更について  
日程第10 議案第90号 平成21年度板倉町一般会計補正予算（第5号）について  
日程第11 議案第91号 平成21年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について  
日程第12 議案第92号 平成21年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について  
日程第13 議案第93号 平成21年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）について  
日程第14 議案第94号 平成21年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について  
日程第15 陳情第 3号 後期高齢者医療制度の廃止を政府に求める陳情について  
日程第16 陳情第 4号 全額国庫負担の「最低保障年金制度」創設を政府に求める陳情について

---

### ○出席議員（14名）

1番	川野辺 達也 君	2番	延山 宗一 君
3番	小森谷 幸雄 君	4番	黒野 一郎 君
5番	石山 徳司 君	6番	市川 初江 さん
7番	青木 秀夫 君	8番	野中 嘉之 君
9番	石山 甚一郎 君	10番	秋山 豊子 さん
11番	荻野 美友 君	12番	青木 佳一 君
13番	川田 安司 君	14番	塩田 俊一 君

### ○欠席議員（なし）

---

### ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	栗原 実 君
教 育	長	鈴木 実 君

総務課長	小野田	吉	一	君
企画財政課長	中里	重	義	君
戸籍税務課長	長谷川	健	一	君
環境水道課長	鈴木		渡	君
福祉課長	北山	俊	光	君
健康介護課長	荒井	英	世	君
産業振興課長	田口		茂	君
都市建設課長	小野田	国	雄	君
会計管理者	荒井	利	和	君
教育委員会 事務局長	小菅	正	美	君
農業委員会 事務局長	田口		茂	君

---

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長	栗原	光	実
庶務議事係長	石川	英	之
行政安全係長兼 議事事務局書記	根岸	光	男

開 会 （午前 9時00分）

○開会の宣告

○議長（塩田俊一君） おはようございます。

ただいまから告示第96号をもって招集されました平成21年第4回板倉町議会定例会を開会いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。

---

○町長あいさつ

○議長（塩田俊一君） 日程に入るに先立ち、町長よりあいさつしたい旨申し出がありますので、これを許します。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 改めまして、おはようございます。めっきり寒くなったわけでございますが、私にとっては昨年の本議会が初めてのことでございまして、1年前を振り返りますと、気がさらに引き締まるような感じがいたします。

いつものとおり平成21年第4回の町定例議会の招集をさせていただきましたところ、議員各位皆様にはご多忙の中ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。先月5会場におきまして開催をさせていただきました地区別行政懇談会と申しましょうか、その折にも申し述べさせていただきました。私の1年間の取り組みでございますが、議員皆様にもその場所でそれぞれご出席もいただいたようでございますので、あえて申し上げないわけでございますが、一生懸命取り組まさせていただいたつもりでございます。まだ未完成なもの、取り組み中のもの、指示をしているもの、あるいは実現したもの等々、分類をすればあったわけでございますが、これからもよろしくご指導のほどお願いを申し上げたいと思っております。

また、各会場でいただきましたご意見、提案等につきましては、整理したものを今月の議員協議会、まず議員さんにお目通しをいただきまして、また区長会へも報告をさせていただいた上で、12月25日の配布の町広報紙等暮れの書類と一緒に毎戸へおつなぎをしたいというふうを考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。なお、ご意見、提案等それぞれ十分検討いたしまして、今後のまちづくりに反映をさせていきたいというふうにも考えておりますので、この点につきましてもよろしくお願いを申し上げます。

なお、職員の間にも当然参加をされた職員、あるいは諸般の事情で参加をできなかった職員、あるいははっきりという場合もあったかもしれませんが、それぞれの職員の中にも立場があるわけでございまして、それらにつきましてもその感想を求め、それぞれの立場から、あるいは不参加の場合はどういう理由で参加をできなかったかということも含め、またそういった方には、どういう考え方で町民の意向を一職員として日常の生活の場でそういう姿勢を持つかということに対しての問いかけも含めて、400字ぐらいでまとめてくれということも含めて指示を出してございまして、職員の皆さんの意見も拝聴するというようなことで、これらも含め今後の参考材料としていきたいというふうに思っております。

さて、国政におきましては、民主党政権に移ってから4カ月目となっておりますが、先般事業仕分けが実施をされ、その後の協議によっては、地方にどう影響をしてくるのか不安もございます。一方で、追加経済



対策のための第2次補正予算が閣議決定をされ、不景気による地方の税収減を補てんすべく、地方交付税を当初予算どおり確保するという、地方にとってはありがたいこともございます。しかし、そのためには国も赤字国債の莫大な追加の発行ということもあるわけございまして、財政上国の運営は非常に厳しいだろうなというふうにも思っているところでもございます。

町では、秋に入ってから小中学校を中心にインフルエンザが感染を拡大をしております、また時折沈静化もしておったり、波があるわけでございますが、ここに来て平均落ちついた感じでございます。しかし、これまでの感染者数を見ますと、小中学校児童生徒全体の約3割程度という統計がございまして、今後さらに感染者が残りの方々、生徒諸君にも当然想定をされるということもあります。

そういうことで、今年1年インフルエンザに振り回された感はございますが、幸い強毒ではなかったということもあるわけでございますが、家族、あるいは当事者、子供そのものとか、あるいは先生方、それぞれの三者につきましても、いろいろと心労等これからの問題点も出てきたようなところだと思っております、今後も経緯を見ながらそういった諸問題も含めどういうふうに対応を図っていくかということも、教育長ともども真剣に考えてまいりたいと思っております。

現在、平成22年度当初予算作成作業を進めておりますが、幾つかの課と私自身でヒアリングを実施をしている状況でございます。今月中にはヒアリングを終え、予算の確定を急ぎたいというふうを考えております。しかしながら、国の情勢が、ご承知のように不透明でありまして、例えば道路特定財源の暫定税率廃止などが確定をいたしますと、町にとりましても、例えば国からの交付金が減少することが想定をされますし、大変なことにもなるわけございまして、国の平成22年度当初予算も相当議論がある中で、国から示される地方財政計画の内容によっては、町予算も一部見直しも考えなければならないということも想定をしております。

そういう状況の中で、来年度当初予算の基本方針といたしましては、やはり町民生活に密着をした事業を重点に実施をしていきたいと考えております、どれもこれも町民生活にかかわってくるものではもちろんあるわけでございますが、その中でもこの部分を優先的という意味合いでの形で、やむを得ず優先順位を真剣に考えていきたいというふうに思っております。予算案も2月には議員皆様にいつものとおりお示しさせていただいて、ご議論、あるいはご指摘等もいただきながら、その執行に向けて準備を整えてまいりたいというふうに思っております。

なお、今回の定例会につきましては、議案第83号から94号まで12議案を上程をさせていただきますので、慎重なご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます、開会のあいさつとさせていただきます。本日からお世話になりますが、よろしくどうぞお願いいたします。

---

## ○諸般の報告

○議長（塩田俊一君） それでは、諸般の報告をいたします。

まず、地方自治法第121条の議事説明員は、出席通知のありました者の職氏名をお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、監査委員から例月監査の監査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付いたしておきましたから、ご了承願います。

次に、板倉町農業委員会会長から建議書を提出されておりますので、お手元に配付いたしておきましたから、ご了承願います。

次に、平成20年度教育委員会点検評価報告書が、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定により提出されておりますので、お手元に配付しておきましたからご了承願います。

次に、本定例会に提出されました町長からの議案は12件であります。また、請願、陳情については、お手元の文書表のとおり陳情2件が提出されております。

以上で諸般の報告を終わります。

これより日程に従い、議事を進めます。

---

### ○会議録署名議員の指名

○議長（塩田俊一君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に

1番 川野辺 達也君

2番 延山 宗一君

を指名いたします。

---

### ○会期の決定

○議長（塩田俊一君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今定例会の会期については、12月2日に議会運営委員会を開催し、今定例会の議会運営について協議しておりますので、委員長より報告を願います。

委員長、荻野美友君。

[議会運営委員長（荻野美友君）登壇]

○議会運営委員長（荻野美友君） おはようございます。それでは、本定例会の会期及び議事日程についてご報告申し上げます。

本件については、12月2日に議会運営委員会を開催し、協議した結果、会期については本日9日から16日までの8日間ということでございます。

会期の日程ですが、本会議初日の本日は、議案第83号から議案第94号について提案者から議案説明の後、各議案ごとに審議決定をいたします。次に、陳情第3号ないし陳情第4号を所管の委員会に付託いたします。

第2日目の10日は、一般質問を行います。

第3日目の11日は、産業建設生活常任委員会を開催して、付託された案件の審査及び所管の事務調査を行います。

12日と13日を休会といたします。

第6日目の14日は、総務文教福祉常任委員会を開催して、付託された案件の審査及び所管の事務調査を行います。

翌7日目の15日を休会とし、第8日目、最終日の16日には、付託された案件について所管の委員長報告の後、審議決定をいたします。さらに、閉会中の継続調査及び審査について決定し、全日程を終了したいと思います。

います。

以上で報告を終わります。

○議長（塩田俊一君） お諮りいたします。

今定例会の会期について、ただいまの委員長報告のとおり決定するにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（塩田俊一君） 異議なしと認め、今定例会の会期は委員長報告のとおり、本日から16日まで8日間と決定いたしました。

---

### ○議案第83号 専決処分事項の承認について

○議長（塩田俊一君） 日程第3、議案第83号 専決処分事項の承認について、平成21年度板倉町一般会計補正予算（第4号）を議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） それでは、早速議案第83号について、専決処分事項の承認についてということですが、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により議会に報告をし、承認を求めるところでございます。

平成21年度板倉町一般会計補正予算（第4号）に関するものでございまして、平成21年11月13日に専決処分をさせていただきました。

内容につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ188万円を追加し、歳入歳出予算の総額を54億4,092万5,000円とするものでございます。歳入につきましては、県支出金を250万円追加をし、繰越金を62万円減額するものでございます。歳出につきましては、土木費を188万円追加するものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（塩田俊一君） 中里企画財政課長。

〔企画財政課長（中里重義君）登壇〕

○企画財政課長（中里重義君） それでは、平成21年度板倉町一般会計補正予算（第4号）につきましてご説明を申し上げます。

本補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ188万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億4,092万5,000円とするものでございます。

なお、ただいま町長の提案理由の中で説明がございましたので、6ページまでお進みをいただきたいと思います。まず、歳入でございますが、15款県支出金、2項県補助金、8目土木費県補助金、1節の都市計画費補助金でございますが、250万円の追加でございます。これにつきましては説明にありますとおり、市町村景観形成基本計画策定費の補助金ということでございます。

次に、19款繰越金、第1項繰越金、1目繰越金でございますが、1節前年度繰越金62万円の減額でございます。合わせまして補正188万円の追加ということでございます。

続きまして、7ページ、歳出をお願いをいたします。8款土木費、第4項都市計画費、1目都市計画総務費、13節委託料でございますが、こちら188万円の追加でございます。こちらにつきましては、景観計画策定業務の委託料として追加をさせていただくものでございます。

なお、本件補正予算につきましては、ただいま説明をいたしましたとおり、景観計画策定業務委託に関するものでありまして、21年度当初予算編成の段階で県費補助金の要望をいたしたところでありましたが、その時点では県内の多数の要望があり、すべての要望にこたえられない等の回答を得ておりました。したがって、当初予算では当該業務委託を町単独事業として、これに要する予算400万円を計上させていただいたところでございます。しかしながら、10月26日になりまして、県都市計画課から補助金にあきができたとということで、250万円を本町へ交付することが可能になったという通知がございました。これを受けまして、一般財源の充当が縮減できるということにつながることでありましたので、発注済みでありました委託業務の見直しを行いまして、250万円の交付要望をするということに至ったものでございます。

さらに、補助金交付手続上、早急に変更契約を締結して、その完了につきまして県都市計画課へ報告をする必要がありましたので、指定された期限内に一連の手続を完了させるべく、先ほどの町長提案理由の説明の中でありましたとおり、11月13日付で専決処分をさせていただいたところでございます。

また、本議案提案の前に議員協議会で事前の報告説明をいたすべきところございましたけれども、慌ただしい中で事務処理をいたしたためにこれを怠ってしまいました。まことに申しわけなく思っております。この場をおかりしまして陳謝させていただきます。

結果といたしますと、当初の予算400万円につきましては、全額一般財源持ち出しということでございましたが、この補正によりまして、250万円の県費補助金の交付が受けられるということになってまいりますので、当初に比較しますと、一般財源持ち出しが68万円ほど縮減できるということになってまいります。

以上、説明とさせていただきますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（塩田俊一君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（塩田俊一君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（塩田俊一君） 討論を終結します。

これより議案第83号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（塩田俊一君） 挙手多数であります。

よって、議案第83号は原案のとおり承認されました。

---

○議案第84号 館林邑楽農業共済事務組合の規約変更に関する協議について

議案第85号 館林邑楽農業共済事務組合の解散に関する協議について

議案第86号 館林邑楽農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議について

○議長（塩田俊一君） 日程第4、議案第84号から日程第6、議案第86号までの3件は、館林邑楽農業共済組合に関する議案であります。関連がありますので一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 提案理由のご説明を申し上げます。

議案第84号 館林邑楽農業共済事務組合の規約変更に関する協議について、議案第85号 同じく館林邑楽農業共済事務組合の解散に関する協議について、議案第86号 同じく館林邑楽農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議についてということでございます。

議案第84号より議案第86号までの3件につきましては、館林邑楽農業共済事務組合に関する議案でございますので、一括して提案理由をご説明を申し上げさせていただきます。

まず、議案第84号でございますが、本案につきましては、館林邑楽農業共済事務組合の解散に伴う事務を承継するため、同組合規約の一部を改正するものでございます。内容について申し上げますと、館林邑楽農業共済事務組合は平成22年の3月31日をもって解散することとし、4月からは県下1組合「群馬県農業共済組合」、これは仮称でございますが、として設立される予定ですが、解散後の事務の承継について「議会の議決を経てする協議をもって定めること」を規約に明記をして、今後新組織に承継するために改正しようとするものでございます。

次に、議案第85号でございますが、本案につきましては、館林邑楽農業共済事務組合を解散することについて、関係市町と協議をするため議決を求めるものでございます。これは地方自治法第288条の規定に基づきまして協議をするものでございます。

次に、議案第86号でございますが、本案につきましては、館林邑楽農業共済事務組合の解散に伴う財産処分について、関係市町と協議をするため議決を求めるものでございます。地方自治法第289条の規定に基づきまして協議をするものでございますが、解散に伴いまして新組織である「群馬県農業共済組合（仮称）」に農業共済事業を承継することから、あわせてすべての財産を帰属させるものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

これについて担当課長の説明につきましては予定をしております。よろしくお願いいたします。

○議長（塩田俊一君） 説明が終わりました。

これより各議案別に審議を行います。

日程第4、議案第84号 館林邑楽農業共済事務組合の規約変更に関する協議についての質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（塩田俊一君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（塩田俊一君） 討論を終結します。

これより議案第84号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（塩田俊一君） 挙手多数であります。

よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第85号 館林邑楽農業共済事務組合の解散に関する協議についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塩田俊一君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塩田俊一君） 討論を終結いたします。

これより議案第85号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（塩田俊一君） 挙手全員であります。

よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第86号 館林邑楽農業共済事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議についての質疑を行います。質疑ありませんか。

延山宗一君。

○2番（延山宗一君） 2番、延山です。「なし」ではないのです。

邑楽館林の共済の財産処分ということなのですから、今度改めて再編をされるということなのですから、この現在の預金高ということで帰属をさせるわけです。現在までの法定積立金、そして特別積立金、責任準備金、そして未処分剰余金、業務引当金、また継承団体、固有、固定資産、また農業共済管理物品等、現在までの金額をお願いいたします。

○議長（塩田俊一君） 田口産業振興課長。

[産業振興課長（田口 茂君）登壇]

○産業振興課長（田口 茂君） お答えの順番が違わからないのですけれども、いただいた資料に基づきまして説明させていただきます。

基本的にはこれから申し上げる数字については、保険の事業でありますので、今後のこともありますので、予想ということでお伝えを申し上げます。

まず、法定積立金につきましては、細かく申し上げますと3億4,077万8,000円、特別積立金が7億9,818万6,958円、責任準備金のほうが1,348万5,603円、業務引当金が956万4,558円と、それと責任準備金の予想とすると1,348万5,603円、加えて先ほど有形の固定資産の関係もお話がありましたけれども、車両、いわゆる自動車関係、それと事務器械等も含めて合計の数字は、ここにあります資料ですと、有形の固定資産の合計が1,105万33円という数字になっています。そのほかにお答えなかった部分があればと思うのですけれども、いただいた資料におきましては、以上の資料をいただいています。よろしく願います。

「ありがとうございました」と言う人あり]

○議長（塩田俊一君） 石山徳司君。

○5番（石山徳司君） 5番の石山です。

私も共済関係のことにつきまして、合併という方向については決まっていたわけなのですが、財産というのも十何億円あるという、全体で、伺ってまして、職員2名の方が、板倉町から出向という形だと思っておりますけれども、その職員たちの退職給与金だとかそういう形というのは、出向はあくまでも板倉町に帰属するというので、全然そういう組織体の中からそういう形の中で失業する、あるいは変わるというような予算編成というのは聞いていますか、例えば退職金を一時的に町のほうによこすとか、ちょっと伺いたいと存じます。

○議長（塩田俊一君） 小野田総務課長。

[総務課長（小野田吉一君）登壇]

○総務課長（小野田吉一君） 職員の出向につきましては、22年度、当初2名というようなことを言われておったのですが、1名に確定をしています。その給与については共済組合のほうからすべてを充てるということが、今協議の中では進行しております。それから、退職の積立金であるそういう人件費一切、共済組合のほうで負担をするということで今協議中でございます。

○議長（塩田俊一君） ほかにありませんか。

「なし」と言う人あり]

○議長（塩田俊一君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○議長（塩田俊一君） 討論を終結いたします。

これより議案第86号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（塩田俊一君） 挙手全員であります。

よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議案第87号 東毛広域市町村圏振興整備組合の規約変更に関する協議について

○議長（塩田俊一君） 日程第7、議案第87号 東毛広域市町村圏振興整備組合の規約変更に関する協議についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 議案第87号について提案理由を申し上げます。

東毛広域市町村圏振興整備組合の規約変更に関する協議についてでございます。本案につきましては、組合施設であります群馬の水郷の譲渡に伴いまして、規約第3条の「組合立群馬の水郷の設置及び管理運営に関する事務」を削除する規約の改正でございます。

一部事務組合の規約の変更につきましては、地方自治法第286条第1項の規定により、一部事務組合の構成市町村と協議を行うこととなっておりますので、お諮りするものでございます。

以上、東毛広域市町村圏振興整備組合の規約の変更についてご説明を申し上げました。よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

なお、これにつきましても以上のとおりでございますので、担当課長の説明は予定をいたしません。

○議長（塩田俊一君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塩田俊一君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塩田俊一君） 討論を終結いたします。

これより議案第87号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（塩田俊一君） 挙手全員であります。

よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議案第88号 町道路線の認定について

○議長（塩田俊一君） 日程第8、議案第88号 町道路線の認定についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 議案第88号 町道路線の認定についてをご説明申し上げます。

今回認定をお願いいたします路線は、合の川水防センター新築工事の完成に伴い、合の川防災ステーション内の道路を認定するに当たり、道路法第8条3項の規定に基づく区域外道路認定の協議により、北川辺町から承諾が得られたので認定をするものでございます。

以上、町道路線の認定についてご説明を申し上げました。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

これにつきましても、以上のとおりでございますので、担当課長の説明はございません。

○議長（塩田俊一君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

荻野美友君。

○11番（荻野美友君） この合の川防災ステーションと赤いところへ書いてあるのですけれども、今までの説明だと大高島防災ステーションとか、そういう名称のような気がしたのですけれども、私の考え違いかもしれませんけれども、その辺ありましたらお願いします。



○議長（塩田俊一君） 小野田総務課長。

[総務課長（小野田吉一君）登壇]

○総務課長（小野田吉一君） 北川辺町と板倉町と、それと国交省の利根川上流河川事務所のほうで、この水防センター並びに防災ステーションにつきましては協議をしながら進めてきておったのですけれども、名称に関しまして、2町で話し合ってくださいということになりまして、合の川というのが谷田川から利根川までのあの間、板倉町ですと、下五箇地内をよく古利根、古利根と言っていますけれども、あの部分も合の川なのです。北川辺町のほうも合の川でいいよということになりまして、2町の合意で水防センターも、それから防災ステーションも、両方とも「合の川」というふうに命名させていただきました。

○議長（塩田俊一君） ほかにありませんか。

「なし」と言う人あり]

○議長（塩田俊一君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○議長（塩田俊一君） 討論を終結します。

これより議案第88号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（塩田俊一君） 挙手全員であります。

よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議案第89号 字区域の変更について

○議長（塩田俊一君） 日程第9、議案第89号 字区域の変更についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 議案第89号 字区域の変更について説明を申し上げます。

本案は、県営内郷土地改良事業の施行に伴い、大字海老瀬地区の字区域を変更する必要が生じたため、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、別記変更調書のとおり変更するものでございます。

なお、変更の期日につきましては、地方自治法第260条第2項の規定による告示の日から実施しようとするものでございます。よろしくご審議の上、決定いたしますようお願い申し上げます。

担当課長の説明、同じくございません。よろしく願いいたします。

○議長（塩田俊一君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○議長（塩田俊一君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塩田俊一君） 討論を終結いたします。

これより議案第89号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（塩田俊一君） 挙手全員であります。

よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議案第90号 平成21年度板倉町一般会計補正予算（第5号）について

○議長（塩田俊一君） 日程第10、議案第90号 平成21年度板倉町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 議案第90号 平成21年度板倉町一般会計補正予算（第5号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算につきましては、第5回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,689万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を56億6,781万7,000円とするものでございます。

歳入につきましては、県支出金に2,152万9,000円、財産収入に424万1,000円、寄附金に27万8,000円、繰越金に2億円、諸収入に2万2,000円、町債に1,270万円を追加し、国庫支出金を524万9,000円、繰入金を662万9,000円減額をするものでございます。

歳出につきましては、総務費に1億9,689万5,000円、民生費に499万4,000円、衛生費に1,201万4,000円、労働費に453万7,000円、農林水産業費に1,391万9,000円、商工費に479万7,000円、消防費に110万円をそれぞれ追加し、議会費を15万円、土木費を985万6,000円、教育費を135万8,000円減額をするものでございます。

なお、細部につきましては、各担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、決定いただきますようお願いいたします。

○議長（塩田俊一君） 中里企画財政課長。

〔企画財政課長（中里重義君）登壇〕

○企画財政課長（中里重義君） それでは、議案第90号 平成21年度板倉町一般会計補正予算（第5号）につきましてご説明を申し上げます。

まず、歳入歳出予算の補正でございますが、ただいま町長申し上げましたとおり、歳入歳出それぞれに2億2,689万2,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億6,781万7,000円とするものでございます。

次に、債務負担行為の補正でございますが、こちらにつきましては第2表、債務負担行為補正によるところでございます。

続きまして、地方債の補正でございますが、こちらにつきましては第3表、地方債補正によるものでございます。

それでは、町長の提案理由で申し上げましたところを省略させていただきたいと思いますので、5ページをお開きいただきたいと思います。第2表、債務負担行為補正でございますが、事項といたしますと、一般廃棄物収集運搬業務委託料、期間が平成22年度でございますが、限度額2,600万円でございます。次に板倉町資源化センター操業委託料、期間につきましては同様22年度でございますが、3,150万円でございます。

次に、6ページをお願いを申し上げます。第3表、地方債補正でございます。補正前の限度額1,700万円でしたが、今回の補正で限度額2,970万円と補正をさせていただきます。1,270万円の追加でございます。この起債の目的につきましては、表にありますとおり、国営附帯県営農地防災事業の地元負担に充当するものでございます。

次に、9ページをお願いをいたします。まず、歳入からご説明を申し上げます。14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金でございますが、854万円の増額補正でございます。内容的には1節の障害者福祉費負担金でございますが、こちらが816万7,000円の追加でございます。

次に、2節の児童福祉費負担金、これは児童手当の関係でございますが、支給事業負担金の増加ということで37万3,000円の追加をいたすものでございます。

次に、2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金でございますが、こちらは1,378万9,000円の減額補正をいたすものでございます。内容的には、1節障害者福祉費補助金でございますが、30万9,000円の追加でございます。

2節児童福祉費補助金につきましては、1,409万8,000円の減額補正ということでございますが、これにつきましては、閣議決定によりまして子育て応援特別手当交付金の事業が中止となったことによるものでございます。

次に、10ページをお願いを申し上げます。15款県支出金、第1項県負担金、1目民生費県負担金でございますが、補正436万5,000円の増額でございます。内容的には1節障害者福祉費負担金でございますが、こちらが408万3,000円の追加でございます。

次に、2節児童福祉費負担金でございますが、28万2,000円、こちらにつきましては、やはり児童手当支給事業の増加によるものでございます。

次に、2項の県補助金でございます。2目民生費県補助金15万5,000円の追加でございます。こちらにつきましては、日中一時支援サービスステーションの補助金の追加ということでございます。

3目衛生費県補助金につきましては1,005万円の追加でございます。こちら1節保健衛生費補助金でございますが、新型インフルエンザワクチン接種のいわゆる費用負担の軽減にかかわる補助金でございます。

次に、4目労働費県補助金でございます。454万7,000円の追加でございます。内容的には緊急雇用創出事業補助金、それからふるさと雇用再生特別補助金の追加でございますが、新たな事業として緊急雇用創出事業で5事業、それからふるさと雇用再生特別事業で1事業の追加を実施することによるものでございます。

次に、6目教育費県補助金でございますが、159万5,000円の追加でございます。内容的には巨樹・古木保全事業の補助金が24万5,000円、放課後子ども教室推進事業補助金が135万円ございまして、こちらにつきましては補助金額の確定による追加、そういうことでございます。

次に、11ページでございますが、9目消防費県補助金でございます。108万6,000円の追加でございますが、こちらにつきましては、全国瞬時警報システムに係る交付金ということでございます。

次に、3項の県委託金でございますが、1目総務費県委託金26万9,000円の減額補正でございます。こちらにつきましては、5節選挙費委託金でございますが、衆議院選挙の委託金が確定したことによります減額で、24万8,000円の減額ということでございます。

次に、6節統計調査費委託金でございますが、こちらにつきましても委託金の確定による減額ということで、2万1,000円の減額でございます。

次に、16款財産収入、2項財産売払収入、1目不動産売払収入で424万1,000円の増額補正でございます。1節の不動産売払収入424万1,000円の追加でございます。

次に、12ページをお願いいたします。17款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金25万円の増額補正でございますが、内容といたしますと、一般寄附金の追加ということでございます。

次に、2目の指定寄附金でございますが、2万8,000円の追加ということでございまして、こちらにつきましても1節指定寄附金、同額2万8,000円の追加をさせていただくものでございます。

次に、18款繰入金、第1項特別会計繰入金でございます。3目の国民健康保険特別会計繰入金でございますが、2,049万1,000円の追加補正、増額補正ということでございます。この内容につきまして少々申し上げますと、19年度の赤字補てん金の精算、これが1,888万6,000円、それから20年度分に係ります職員給与費の精算で84万4,000円、それと出産育児一時金精算で76万円でありまして、その他端数の整理で1,000円を加えまして、2,049万1,000円の補正ということでございます。

次に、5目水道事業会計繰入金でございますが、90万8,000円の減額補正でございます。こちらにつきましては、一般会計出資債借入利息確定による減額でございます。

次に、2項基金繰入金でございます。2目減債基金繰入金2,621万2,000円の減額補正でございます。

次に、13ページをお願いいたします。第19款繰越金、第1項繰越金、1目繰越金2億円ちょうどの増額補正でございます。こちらにつきましては前年度の繰越金でございます。

次に、20款諸収入、第5項雑入、3目雑入でございますが、2万2,000円の補正ということでございまして、こちらにつきましては、長らく活動を続けてまいりました佐野古河線改良整備促進期成同盟会が解散をしたことによります精算金の受け入れでございます。

次に、21款町債、第1項町債、2目農林水産業債1,270万円の増額補正でございますが、先ほどの起債の補正のところで説明を申し上げたとおりでございます。

次に、14ページをお願いいたします。こちらから歳出に係る部分になるわけでございますが、各項を説明する前に人件費関係をまずもって説明をさせていただきます。今回の補正予算につきまして人件費に係る部分、ご承知のとおり人事院勧告に基づく給料、手当等の改定がございまして、これに伴います職員給与等の補正が生じております。一般会計で申し上げますと、2,246万3,000円の減額補正ということになっております。以後、人件費に係る項目につきましては説明を省かせていただきたいと思います。

それでは、15ページをお願いいたします。まず、2款総務費、1項総務管理費、5目の財産管理費でございますが、230万円の増額補正でございまして、こちらにつきましては15節工事請負費におきまして、本庁舎内外の塗装及び窓のコーキング補修の工事費ということで、230万円ばかりの追加をさせていただくものでございます。

次に、10目自治振興費でございますが、補正額9万9,000円でございますが、節的には19節負担金補助及

び交付金でございます。主なものといたしますと、消防講演会助成事業ということで補助金の5万8,000円を追加をいたすものでございます。

次に、16ページをお願いいたします。12目防犯対策費でございますが、79万2,000円の増額補正でございます。これにつきましては、今回の臨時交付金事業によります防犯灯の設置によるLED灯の増加に伴う電気料の増額補正でございます。

次に、13目交通対策費でございますが、63万円の増額補正でございます。こちらにつきましては工事費、15節でございますが、町民の森駐車場防護さくの設置工事費として63万円を追加いたすものでございます。

次に、16目基金費でございますが、こちらにつきましては2億円ちょうどでございます。こちらにつきまして内容を申し上げますと、財政調整基金元金の積立金、それから減債基金元金積立金、それぞれ1億円ずつということでございます。

次に、17ページをお願いいたします。まず、2項徴税费でございますが、2目賦課徴収費でございます。100万円の増額補正でございます。こちらにつきましては、法人町民税予定納税分の還付金ということで、100万円を追加をさせていただくものでございます。

次に、19ページをお願い申し上げます。こちら第3款民生費、第1項社会福祉費、1目社会福祉総務費でございますが、補正は38万7,000円の増額補正でございます。28節の繰出金をごらんになっていただきたいと思いますが、こちら263万7,000円の増額補正ということになっておりまして、国民健康保険特別会計への繰出金の追加でございます。内容的には出産育児一時金と法定繰り出し分の追加ということでございます。

次に、2目高齢者福祉費でございますが、こちらも補正額は91万円の減額ということでございまして、内容的には介護保険特別会計繰出金の減額補正でございます。

次に、3目障害者福祉費でございますが、2,076万3,000円の増額補正ということでございます。内容的に主なものを申し上げますと、在宅障害児福祉補助事業で10万円の追加、障害児自立支援事業で95万4,000円の追加、次に介護給付訓練等の給付金で1,970万9,000円の追加でございます。

では、20ページをお願い申し上げます。5目の後期高齢者医療費でございますが、75万円の追加でございます。こちらにつきましても、後期高齢者医療特別会計事務費等の繰出金として追加をいたすものでございます。

次に、2項児童福祉費でございますが、1目児童福祉総務費1,260万9,000円の減額補正でございまして、内容を申し上げますと、学童保育整備運営補助事業51万8,000円の追加、子育て応援特別手当支給事業につきましては、歳入の部分で申し上げましたとおり1,409万8,000円の減額補正ということでございます。

次に、21ページをお願いいたします。こちらに児童手当支給事業でございますが、97万1,000円の追加でございます。

次に、2目の児童措置費でございますが、39万2,000円の増額補正ということでございます。こちらにつきましては、民間保育所保育委託事業にかかわる追加の補正ということでございます。

では、22ページへお進みをいただきたいと思っております。第4款衛生費、第1項保健衛生費、2目予防費、補正額1,369万円でございますが、こちらにつきましては18節備品購入費28万9,000円、20節扶助費1,340万1,000円の増額補正でございますけれども、説明にありますとおり、新型インフルエンザワクチン接種の実費負担の軽減事業ということでの追加でございます。

では、24ページへお進みをいただきたいと思います。第5款労働費、第1項労働諸費、1目労働諸費、補正額が453万7,000円でございますが、こちらにつきましては、緊急雇用創出事業の追加実施ということに伴う補正でございます。

それでは、26ページへお進みをいただきたいと思います。第6款農林水産業費、第1項農業費、5目農地費でございますが、こちら補正額全体で1,557万9,000円でございます。職員手当関係につきましては省略させていただきますけれども、15節工事請負費134万2,000円の追加でございます。こちらにつきましては、排水路工事にかかわるものでございます。

次に、19節負担金補助及び交付金でございますが、国営附帯県営農地防災事業の地元負担金の追加ということでございます。

次に、27ページをごらんになっていただきたいと思います。7款商工費、第1項商工費、2目商工業振興費46万円の追加でございます。内訳を申し上げますと、商工資金審査委員報酬、それから小口資金保証料補助金ということで、合わせまして46万円の追加でございます。

次に、4目観光費でございますが、437万5,000円の増額補正でございます。内訳を申し上げますと、15節工事費が大きいわけでございますが、こちらにつきましては、群馬の水郷公園の東毛広域圏からの移管を前にいたしましての公園施設の整備工事費ということでございまして、具体的には棧橋の撤去、それから転落防止さく等の設置にかかわる工事費の追加でございます。

次に、29ページをお願いいたします。8款土木費、2項道路橋梁費でございますが、2目道路維持費42万円の追加でございます。こちらにつきましては光熱水費の追加でございます。

次に、3目道路新設改良費でございますが、18万2,000円の追加でございます。こちらにつきましては、主に公有財産の購入に係る予算の追加でございます。

次に、4目橋梁新設改良費50万円の追加でございますが、こちらにつきましては八間樋橋の整備事業に係ります調査設計業務の委託料の追加でございます。業務的にはボーリング調査の追加でございます。

次に、30ページをお願いいたします。4項の都市計画費でございますが、2目公園費130万円の追加でございます。こちらにつきましては公園施設の改修整備工事費の追加でございます。

3目下水道費でございますが、889万7,000円の減額補正でございます。こちらにつきましては、下水道会計繰越金の増による繰出金の減額でございます。

次に、31ページへお進みいただきたいと思います。9款消防費、第1項消防費、4目防災対策費110万円の追加でございます。こちらにつきましては歳入でも申し上げましたとおり、全国瞬時警報システム整備の委託料ということでの追加でございます。

では、33ページへお進みをいただきたいと思います。10款教育費、4項社会教育費、4目青少年教育費30万8,000円の追加でございます。こちらにつきましては、放課後子ども教室推進事業にかかわる追加でございます。

次に、5目中央公民館費でございますが、115万6,000円の追加でございます。内容的には修繕料等ございまして、特に自動ドアの修繕等に係る費用の追加ということでございます。

次に、34ページをお願いいたします。5項の保健体育費、2目保健体育施設費53万8,000円の増額補正でございます。こちらにつきましては、海洋センター事務所の雨漏り改修工事にかかわる追加ということで

ございます。

以上で説明を終わらせていただきたいと思います、よろしくご審議の上、ご承認を賜ればと思います。よろしく願いいたします。

○議長（塩田俊一君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

延山宗一君。

○2番（延山宗一君） 2番、延山です。

収入の中で不動産売買で424万1,000円とあるわけなのですけれども、これは場所、また販売単価、平米数をお願いをしたいと思います。

そしてまた、新型インフルエンザ、これにかかわる経費、費用軽減ということで1,300万円追加も出ているわけですけれども、内容と、また人数等のどのぐらい予定しているかをお願いをしたいと思います。

それと、もう一点なのですけれども、庁舎内装コーキングということで230万円追加が出ております。自分も庁舎に入りまして、床も大分きれいになったということで目につくわけなのですけれども、やはり庁舎というのは町の顔であり、どなたが来ても、床、そして壁、雨漏り等ができているということは、非常に残念に思うわけなのですけれども、しっかりと22年度予算をとって、まず床が終わりましたら、また壁、また天井と進めていって、職員のモチベーションももちろん上がってくるし、町民としても、庁舎がきれいになったなと気がつくのかなと思うのですけれども、その辺のところもよろしくをお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（塩田俊一君） 中里企画財政課長。

[企画財政課長（中里重義君）登壇]

○企画財政課長（中里重義君） それでは、私のほうから不動産の売り払いの関係と、それから庁舎の内装の関係についてお答えをさせていただきます。

まず、不動産の売り払いの関係でございますが、こちらはとりあえず2件ございまして、1件は法定外公共物の売り払い、いわゆる赤道の売り払いで1件ございます。こちらが面積が140.79平米でございまして、単価は平米当たり6,000円という単価で売り払っております。もう一件が普通財産の売り払いということでございますけれども、これは旧板倉分署の跡地を売り払いをいたしております。こちらが面積が563平米でございまして、やはり売り払い単価は平米当たり6,000円という単価でございます。

それから、庁舎の関係でございますけれども、この点につきましては、ご承知のとおりサッシが大分老朽化をしていたり、横殴りの雨が降った場合に、サッシから雨が差してくるというふうな部分がございますので、そういった部分についてのコーキングをして、部分的にそのコーキングをするところは窓の開閉ができなくなってしまいますけれども、いずれにしても鉄製のサッシでありますので、その程度までの対処しかできないということがございます。そんなことで全部があかなくなってしまうと、またこれも困ることもございますので、数カ所、比較的程度のよいところをコーキングしないで開閉できるように残して、そのほかは、もうあかなくなってしまうけれども、雨が差し込まないようにしたいと。それと、これまでそういう雨だれとかのしみができている部分、そういったところをやはり醜いところがありますので、そういったところの塗装ですか、そういったものをするということで、極力費用がかからないように箇所を限定をして、最

低限で今回考えさせていただいております。

ということで、今後議員がおっしゃるように、もう少しということではありますが、来年度予算ではとりあえず今後どうするかは、まだヒアリングも全部終わっておりませんので、私のほうから来年度についての明確なお答えがちょっといたしかねますので、ある程度来年度予算を議員の皆様方にご説明をできる段階で、どういった対応をするかは、またその時点でお答えをできればというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（塩田俊一君） 荒井健康介護課長。

[健康介護課長（荒井英世君）登壇]

○健康介護課長（荒井英世君） 新型インフルエンザの関係なのですけれども、これは低所得者に係る軽減措置です。生活保護世帯、それから町民税の非課税世帯の中で優先接種対象者に対しての接種費用の助成ということです。低所得者数なのですけれども、2,179人と見込みました。2回接種ということで、2回接種しますと6,150円ですので、6,150円掛ける2,179名で、それで22ページの1,340万1,000円と見込みました。経費の内訳ですけれども、国県の補助金が4分の3、町が4分の1です。この町の4分の1につきましては交付税措置がとられるということです。

以上です。

○議長（塩田俊一君） 延山宗一君。

○2番（延山宗一君） わかりました。それと、庁舎のことなのですけれども、庁舎の一番下側に随分以前ポスターとかビラがずっと張ってあって、中が見えないようになっていたのです。そのポスターが全部はがされてきれいになっているのを見て、見いいなというようなことがあったのです。やはりまぶしいとか暑いとかだったら、ブラインドを下げるなり何なりして、あの状況を維持していくということがいいのかなと思うのですけれども、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（塩田俊一君） 石山甚一郎君。

○9番（石山甚一郎君） 9番、石山です。

先ほどの説明であれなのですが、26ページの農林水産業費の関係で、5目の農地費の関係か、国営附帯の関係の農地防災の負担金との関係なのですが、北地区の農地防災事業、もちろんあれは予算どおり排水の施設はできるのだと思いますが、その辺に流入する、流れ込む北部用水路というのですか、その関係がこれ入っているかどうか、ちょっとお聞きしたいのですが、よろしく願いいたします。

○議長（塩田俊一君） 田口産業振興課長。

[産業振興課長（田口 茂君）登壇]

○産業振興課長（田口 茂君） 基本的には入っております。それで今回の補正につきましては、予算編成時期で、議員ご承知のとおり、この地区の工事は板倉地区と館林地区の工事が含まれています。どこの地区が工事をやるということを設定しておりませんでしたので、計画上の負担割合で当初予算はとったと、21年度についてはすべて板倉地内の工事をやるということで、今回の追加補正ということになっておりますので、よろしく願いいたします。



○議長（塩田俊一君） 青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） 7番の青木です。

30ページをあけていただけますか、この8款の4項の2目公園費とありますけれども、この公園費、先ほどの説明ですと、これ公園施設改修整備工事費ということになっていますが、これはどこの、そしてどのような工事を具体的にするのか、そこら辺のところを説明していただければと思うのです。そして、この予算化になった今までの経緯、その辺も含めて担当課からご説明いただきたいと思います。

○議長（塩田俊一君） 小野田都市建設課長。

[都市建設課長（小野田国雄君）登壇]

○都市建設課長（小野田国雄君） 公園の維持管理の施設の改修工事の関係でありますけれども、どのような工事かということでありまして、まず場所でありまして、公園につきましては朝日野のひだまり公園の中になります。それで、工事の内容でありますけれども、ネットフェンスを設置をする内容でありますけれども、これまでの経緯の関係でありますけれども、公園の利用者と周辺の住民の方のトラブルがこれまでに何回かありまして、それを解消するために町のほうでこれまで低木、あるいは中木の植栽をしてきたわけですが、なかなか改善ができないということで、その後看板ですか、看板等も設置したわけですが、それでもなかなかトラブルが解消できないということでありましたので、地域の方、あるいは区長さんのほうといろいろ相談をさせていただいて、今回安全対策も含めて、トラブル解消も含めてネットフェンスを設置をしたいということになります。

○議長（塩田俊一君） 青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） ちょっとこれいろいろ資料があっても、経緯を聞いたのですけれども、これ10月の7日に現地で設置の説明会を行ったと、その席に30区の区長も呼ばれたということなのではございますけれども、この30区の区長を、その10月7日に立ち会い者として小菅教育委員会の局長、小野田総務課長、それから永井東部公民館館長という人が立ち会っておって……

訂正します。小野田総務課長、小野田建設課長、小菅教育委員会事務局長、高瀬建設課主任、永井東部公民館館長が同席していて、30区の区長がその席に呼び出されたというのですけれども、初めてその事実を知ったということなのではございますけれども、その呼び出した所管の担当課はどこなのですか、それでどのような形で、その30区の区長に立ち会ってくれという要請をしたのは小野田都市建設課長が呼び出したのですか、それでどういう方法で通知をしたのですか。

○議長（塩田俊一君） 小野田都市建設課長。

[都市建設課長（小野田国雄君）登壇]

○都市建設課長（小野田国雄君） 公園の関係でありますので、都市建設課のほうで公園等の管理を行っておりますので、トラブルの関係がありますので、町のほうから地域の地域の方、あるいは区長さんのほうに連絡をして集まっていたということになります。

「[どういう方法で]」という人あり]

○都市建設課長（小野田国雄君） 方法については、地域の方については地域の方から連絡をして……

「[電話とか……]」という人あり]

○都市建設課長（小野田国雄君） 電話です。

〔「電話……」と言う人あり〕

○都市建設課長（小野田国雄君） 地域の方ですか、地域の方とはトラブル……

〔「立ち会ってくれという……ちょっとではもう一回」と言う人あり〕

○7番（青木秀夫君） 立ち会っていただきたいという要請をしたのは、課長が電話でしたのですか、何か、それとも郵便で通知したのですか。

○都市建設課長（小野田国雄君） 公園の関係で東部公民館に集まっていたいただいたわけですが、多分電話だったと思います。町のほうからお願いしました。

○7番（青木秀夫君） だれが出てきてくれというふうに案内をしたのかと。

○都市建設課長（小野田国雄君） 案内は、トラブルの関係がありましたので……

○7番（青木秀夫君） トラブルの関係ではないよ、10月7日のことを聞いているのです。10月7日に立ち会ったのでしょうか。立ち会ったときに、そのときに30区の区長をここへ呼びつけたと書いてあるのです。オブザーバーとして呼びつけたというふうに書いてあるのです。

○都市建設課長（小野田国雄君） 30区の区長さんについては、地域の方から連絡をしていただいております。

○7番（青木秀夫君） ここから出しているのではないの。

○都市建設課長（小野田国雄君） 地域の方については町のほうからは連絡はしておりません。

○7番（青木秀夫君） はい、わかった。

それで、あそこの皆さん立ち会ったのですけれども、立ち会って、あの現場を見ながら、幅10メートルの高さ4メートルのネットを張るということに、小菅教育委員会事務局長、あそこの現況を見て何か違和感を感じなかったですか。それと、どうしてこんなことをするのだろうというような、率直な、一私人ではない公務員なのだから、公務員として、「果たしてこんなことが公正公平な行政行為なのだろうか」とか、「あれ、これ変だな」とか、率直な感想、立ち会ったときの感想を伺いたいと思うのですが、どうですか。

○議長（塩田俊一君） 小菅教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長（小菅正美君）登壇〕

○教育委員会事務局長（小菅正美君） 確かに東部公民館のすぐ隣の公園でありますので、利用につきましては公民館がいろいろかわり合いを持っておりますので、そんな関係で立ち会いをさせていただきました。

利用については、あそこで看板等もあるわけですが、ボール遊びについてはやらないよということの看板はあるわけですが、子供にとりましては非常にボール遊びというのは興味があるものですから、どうしても、注意してもそれなりにまたすぐ始めてしまうというようなことから、どうしてもそこでボール遊びをします。どうしてもボールは隣にいつてしまうというようなことから、そういったネット等もやむを得ないのではないのかということで考えました。また、集会所のほうにつきましても、ボールがひどく当たっております、集会所等にはでこぼこ等もついておりますので、やむを得ないのかなという形でおりました。

以上です。

○議長（塩田俊一君） 青木秀夫君。質問は手短にお願いします。

○7番（青木秀夫君） だから、今課長が私の質問に答えていないのだけれども、あそこに4メートルの高さの10メートルの幅のを張っての感想を伺ったのですけれども、それに答えていないです。私はあれ非常に

不自然で、地域の実態もよく調べずにやった予算化だと思いますので、あの予算についてはちょっと認めることもできないので、今ここで第90号のこの21年度板倉町の一般会計の補正予算5号に対して修正動議を提出したいと思いますので、これ秋山議員と両名で共同提案したいと思います。

上記の動議をこの地方自治法115条の2及び会議規則13条の第2項の規定により、別紙を添えて、修正案を添えて提出したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（塩田俊一君） ここで、暫時休憩いたします。

休 憩 （午前10時29分）

---

再 開 （午前10時53分）

○議長（塩田俊一君） 再開いたします。

---

○議案第90号 平成21年度板倉町一般会計補正予算（第5号）に対する修正動議について

○議長（塩田俊一君） 本動議を直ちに議題とし、採決いたします。

お諮りいたします。本動議に賛成の方の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（塩田俊一君） 挙手多数であります。

よって、本動議については可決されました。

したがって、これを本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。

青木秀夫君。

[7番（青木秀夫君）登壇]

○7番（青木秀夫君） それでは、秋山議員と私の2人の提案者ということなのですが、代表して私が説明をさせていただきます。

それでは、この修正動議について説明させていただきますが、丁寧に説明したいと思いますので、少し時間が長くなるかと思っておりますので、少し辛抱いただければと思います。

まず、3枚目を見ていただけますか、この動議の修正部分は、第8款土木費、第4項都市計画費、第2項公園費の補正額130万円を減額して、第14項予備費、第1項第1目予備費に130万円を追加するものです。

4枚目を見ていただきたいと思っております。この第8款第4項2目公園費の130万円の補正は、この図にあるひだまり公園にネットを設置する工事費なのです。当該公園は30区、朝日野1丁目東部公民館に隣接した概略図にあるような1,500平方メートル規模の公園です。どういう経緯を経て、どのような理由でこの予算措置されたのか、またどのような緊急性があつて補正予算の措置となつたのか、予算化に至つた理由、根拠が不明確、不透明であるのです。

当局の予算措置の説明としましては、公園外へのボールの飛び出し防止策のためのネット設置ということなのですが、30区、地元ではボールの飛び出しによる事故、被害の事実、実態は生じていないというのが共通認識となっております。したがって、予算措置のきっかけも地元住民からの要請、声でなく、他地域の

人たちの要請、陳情によるものであって、地元の実情、実態を把握することなしの予算化は、拙速過ぎであると思うのです。

今の4枚目の図を見てください。この赤字の(1)の横線の下に棒線がありますが、ここに1カ所はネットを設置するという事なのです。この(1)番のネット措置に関する件ですが、この件はここ数年、当該公園隣接地の、このAさんという表示してありますけれども、Aさん宅のAさんからボールによる被害といえますか、苦情の申し立てが単発的に年に何回か地区の役員に出てきていたのは事実です。21年度は1回も苦情がなかったとのこと。20年度もなかったということ。したがって、30区の現区長はAさんの名前も顔も知らないというのが現実です。区長を初め今まで歴代の各役員の共通の認識は、被害の実態は不明ということで、公園外へのボールの飛び出し防止策は見合わせてきたのです。私も5年間ほどこの30区のいろいろな役員を務めてきました。だからよく私も知っているつもりです。それから東小学校でも同様の認識で、当該公園内での遊びについて、子供に注意することもなく静観してきたのです。東部公民館の職員も同じ認識ですから、よく聞いてみてください。ここにおります田口前教育委員会の事務局長も、これはよく知っているはず。このAさんの苦情の申し立てに多少なりとも反応といいますか、対応してきたのは、優しい公園系の職員の方だったのではないかと思うのです。

現場を見ていただければわかるのです。十分過ぎるぐらい対応してきたことがよくわかると思います。随分お金もかけています、このAさんのために。公園係によるこのボール遊びの注意、例えば禁止の標識、立て札の設置などは、幼児を持つ母親から、なぜボール遊びをしていけないのか、どのようなボール遊びも禁止なのかという別の面からの苦情は多く出ておるのです。このネット設置となると、幼児のボール遊びでなく、野球、サッカーなどを容認することにもなるのではないかということにもなりかねないのです。当該公園は1,500平方メートル程度の面積に樹木、いろいろ大きい小さいのありますけれども、結構あります、数十本、30本ではきかないです。それからブランコ、滑り台、鉄棒、ベンチなどがあって、図のような状況の中にそれがあるわけです。ですから、野球などをやるスペースはないと思うのですが、4メートルの高さのネットが設置されると、これは何やってもいいのかということなりかねなく、何が起こるかかわからないことであって、逆に心配だと思うのです。このネット設置となれば、幼児を締め出す結果になるかもしれないのです。

このネット設置が個人のためのものであって、公共の利益を損なうということ、美観、景観を損なうということにもなりかねません。多くの人が迷惑を受けるということは、税金の無駄遣い以前の問題だ思うのです。これは私の予感ですが、ネット設置をすれば、今度は間もなく撤去するようにとの要望、申し立てが当然出てくるような気がするのです、Aさんから。

以上のように、30区では静観という共通認識の中で今日に至ったことから、今回のネット設置の予算化には減額修正を求めざるを得ないのです。

それと、続いて、この4枚目の赤字の(2)番の下の横の赤の棒線ですけれども、この部分にも、これ30区の集会所ですけれども、この集会所の北側に、過去にはこの集会所の壁面に多少の被害があったのは、これは事実です。今回の補正予算でこの30区集会所北側壁面保護のためのネット設置費が、この130万円の中に含まれているのですが、地域住民の要望、声が反映されていないのです。これ住民軽視の非民主的な予算措置であると思うのです。30区の区長も知らされずにのネット設置ということは、どう考えても住民自治にこ

これは反していると思うのです。このネット設置の補正予算は減額修正した後、どのようなものをどのような方法で集会所壁面の保護をしていくべきか、あるいは美観、景観にも配慮しながら、地域住民の意向を反映させるプロセスを経てからの、速やかなこの予算化というのが望ましいかと思うのです。時間が間に合えば、22年度の本予算で計上してもいいことではないかと思っておるのです。

この景観についてまた説明しますけれども、11月の中ごろ、当該公園へのネット設置について議会で賛成するようという要請を受けたので、11月20日ごろ小野田総務課長に当該公園に関する今までの経過、実情を説明し、予算措置を講じないように申し入れたところ、小野田総務課長は、重みのある人からの陳情、申し入れであることと、隣接地のAさんにネット設置工事をする通知をしてしまったので、検討してみるけれども、予算措置の撤回は難しいという返事でしたが、その後、もう一度電話でもその件について予算措置をしないように私は要請したのです。しかし、このように当該公園のネット設置費130万円が補正予算計上されているので、この行政サービスは、公正、公平であることが大原則の行政行為に反しているのではないかと私は思っておるのです。

近代国家日本なのです、民主主義国家日本、法治主義国家日本では、公務員は全体の奉仕者として、公共の利益、公共の福祉増進のために、法律、規則に基づいて、公正、公平に職務を遂行しなければならない義務を負っているはずで、人に重いとかが軽いとかがないはずで、「天は人の上に人をつくらず、人の下に人をつくらず」という名言もあります。特定の個人のための行政であってはならないのです。この前近代的な人治主義といいますか、顔パス行政は過去の遺物で、これ水戸黄門の世界だと思うのです。昭和20年以前のような顔パス行政を、今でもそういう風潮がまだ残っているのであれば、速やかに捨て去るべきであると思うのです。行政行為の判断基準、行政行為の要望基準は、要望者の軽重でなく、重い軽いでなく、あるいは肩書でなく、要望事項の内容、質、その中身が重要なのであって、だれの要望、依頼であっても、その中身、内容、質が判断基準となって、公正、公平に対応されなければならないのが行政のはずで、

90号議案、一般会計補正予算（第5号）、8款4項2目の公園費130万円の予算化は、特定の個人のためであることは、これ明白です。現状を見ればよくわかると思うのです。4枚目の図面をよく見てください。Aさん宅に幅10メートルだけ、取ってつけたように4メートルの高さのネットを設置するのです。周囲に全部するのならまだしも、たった10メートルだけAさん宅にしたら、一体どうなりますか、これ。だれが見ても、どう考えても、これは百歩譲っても不公平な行政行為であることは、これは一目瞭然です。不公正、不公平行政の典型、見本となる最悪のケースです、これ。Aさん以外の周囲の住民はどうなるのですか、今後こういう問題が、だれにでもこのようなことが、行政対応ができるのですか、できないでしょう。このような不公正、不公平な行政行為はまず容認できません。特定の個人を利する予算措置が、かえってこの周囲に不利益を与えると、いわゆる公共の利益を害するようなパターンは、これ最悪のケースだと思うのです。

この法律、規則でがんじがらめとなっている近代日本において、不公正、不公平な行政行為は、そのがんじがらめとなっている法の網の目をくぐることは、これ絶対できません。まず、地方公務員法に、これ抵触します。地方公務員法に、すべての公務員は、すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないと、公務員は任用時に宣誓をして宣誓書を提出しているはずで、まずこれに抵触するでしょう。それを超えて権力の濫用となると、不公正、不公平な行政行為となれば、これは国家賠償法で個人責任が問われることにもなりかねません。当

該公園へのネット設置の予算執行とでもなれば、国家賠償法で公務員の不法行為責任が問われる要件を十分にこれは備えておると思うのです。知っている弁護士でもいれば聞いてみてください。

公共の利益を害する行政行為は、公権力の濫用に当たります。行政行為は公共の利益と公正、公平性が確保されなければなりません。不特定の多数の生徒が毎日利用するこの中学校のトイレの改修費が200万円ほどかかるということで、無期延期されているような中で、だれも望んでいない当該公園のネット設置費、しかもどういう緊急性があるか知りませんが、補正予算での措置はどのような理由、どのような言葉を探しても不公平、不公正という言葉以外は見つからないと思うのです。

以上のような理由で、8款4項2目公園費130万円を減額して、14款1項1目予備費に130万円追加する修正案について、慎重なご審議の上、議員各位の見識、良識を発揮していただいて、ご賛同いただけるようによろしくお願いいたしますと思いますので、よろしくお願いいたします。

長々と済みません、どうも。

○議長（塩田俊一君） ただいま説明が終わりました。

これより質疑を行います。

まず、当初提案されました原案に対する質疑を行います。

「今うちのほうの課長の対応の関係のお話も出ましたので、うちのほうの経過も一応お聞きしていただいた上で審議をいただきたいと思います。課長の説明をお願いしたいと思います」と言う人あり]

○議長（塩田俊一君） 小野田総務課長。

[総務課長（小野田吉一君）登壇]

○総務課長（小野田吉一君） この関係につきまして、ちょっと私のほうの経緯をお答えしたいと思うのですけれども。

東地区活性化協議会という組織があります。その中には東地区の地元の議員さん、それから現職の区長さん、それから元区長さん方で組織をされているのだということを伺っていました。その代表であります小池前区長さんと30区の下條前区長さんと8区の前区長さんの佐山さんが見えまして、町長にということではなくて、総務課長でいいよということで、私と教育委員会の小菅局長がその要望を受けたわけです。

その要望の中身というのが、東地区の活性化協議会の中で、東地区の課題ということで幾つか挙げられていましたけれども、その中の一つで、公園で苦情が出て遊べないというようなことなので、何とか対策を講じてもらえないかと、ネットを張っていただきたいということだったのですけれども、そのネットについてもそんなに金をかけなくていいよということでした。公園の担当の小野田国雄課長と小菅教育委員会局長と私のほうで、ではどうしようかということで、教育委員会のほうでは南公園ですか、あちらのほう芝生広場等があるので、本来であればそっちで遊んでもらえばいいのではないかとというようなこともありました。そういったことを地元の代表者のほうにちょっとつないでみようということで、つないだのですけれども、やはりそんなに大きい子供ではない子供が、どうしてもここで遊びたいのだよと、ボールを使つての遊びは禁ずるというふうなことで、やはり遊びの中も制限がされてしまう、そんな公園でいいのかということで、ではネットを張ることによって、そちらからの苦情が来ないという約束を取りつけてほしいのだと、そうでないと工事はできませんよということで、その約束をとっていただきました。それと、必要最小限とい

うことの工事費でも130万円も上がってしまうのですけれども、両方で。そういったこともございました。

私のほうで重く受けとめてというのは、やはり前区長、それから現職の議員さんと現職の区長さんで組織している協議会からの要望ということで、これは重く受けざるを得ないという立場だと私は思っておりますので、そういったことで、ただその後青木議員さんから、実情を調査したのかということのいろいろなご意見もいただきました。実際にそのA宅の方が役場にも来て、都市建設課長のところに来たり、その辺のこともありました。静観をしているという現状ということも、我々はちょっと調査をしていないのでよくわかりませんが、ただ、今そういった幼児も含めた親子があそこで遊べるということにするにはということで、前下條区長さんのほうから、これぐらいのことをやらせれば遊べるようになるのだよということでしたので、前向きに検討した結果が今回の補正予算というふうになっています。そういった経緯がございましたので、ご報告をさせていただきます。

○議長（塩田俊一君） 栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） ただいま小野田課長のほうから説明させましたが、途中、どの時点だったか知りませんが、こういった話があるということで、一応私も伺っておりました。基本的に私どもはもちろん公平、公正を最重点として考えておまして、このものが公平、公正に当たるかどうかということの判断の基準はもちろん、公の施設がどういう形で迷惑をかけているのかということで、たとえそれが個人の問題であっても、一応は聞く耳は持っているということでありまして、すべて団体、あるいは一定の組織からのものでなければ扱わないという論理はまずないわけでございますし、私の姿勢もそういうことでございます。

率直に考えまして、私自身も基本的には先ほど申し述べた経緯と同感でございますが、でもなに130万円もかかるのかという、例えばそういったものについては経費を、いろいろ聞くと要望の中でそんなにしっかりしたものでもなくていいというようなことですから、ざっくばらんに言えば、昔草野球をやるのに固定のバックネットがない中で、ポールを2本しっかりと立てて、そこへ網を張るみたいな簡易でやれば、二、三十万円でできるのではないのみたいな話はした記憶もございます。しかし、行政の立場として、公の公共的な施設の周りにネットを張るということについては、倒れる心配とかも考慮して、このくらいになるのだというようなことの説明を一応承知をいたしまして、なおかつ費用の削減は求めております。

私どももそういうわけで、個人に対しても団体に対しても、すべての皆さんの苦情は聞くべく、例えばこの間の地区懇談会もやったわけでございまして、個人だからといってその意見を封殺をするつもりは全くございません。

そういった流れの中で、いわゆる東地区活性化協議会云々の話が出ましたが、一応正式な現職の区長さんが知ってか知らずかはわかりませんが、東地区における伝統ある協議会、そういった審議会、あるいは活性化ということでございますので、一応正当なものと踏まえた上で判断をしたところでございます。あとは議員さん方のご議論に任せたいと思います。

○議長（塩田俊一君） 青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） 議事が何か横道にそれてしまったのですけれども、では、質疑の前に横道に入ったので、私も入ってしまっていていいですか、今の。それから質疑に入るという手順でよろしいですか。

○議長（塩田俊一君） 今の……

○7番（青木秀夫君） 今のことに對して、質疑の前に、今の小野田課長からのお話に対して私の意見を述べさせていたでいいですか。

○議長（塩田俊一君） どうぞ、お願いします。

○7番（青木秀夫君） だから私は小野田課長に、地域の実情をよく確認してみなさいと、時間があるのだからやってみなさいと、なぜやらなかったのかと。東部公民館の前館長、長谷川さんにも聞いてみてください。何と言っているか。私はここだからちょっと言葉を慎まなくてはならないのです。言えないのですけれども、地域の人も、もう東小学校だって知っているのです、みんな。田口さんだって、教育委員会事務局長、知っています。今村教育長だってみんな知っています、こんなのは。そういうことを、役場だからセクションが違うから、担当課が違うとわからない、小野田都市建設課長はそれ知らない。田口教育事務局長は知っているはずですよ。それを私はしなさいと。

今言った下條さんという方がいるのですが、下條さんという方は、ほっとけという人の筆頭だったのです。みんな知っています。何でこんなことを言うのかというのがわからない、どうしてしまったのだろうと。ほかの人はそのAさんに親切にいろいろ少しは対応してきたわけです。だけれども、下條さんはほっとけというその筆頭で有名だったのです。その方が来ているということに非常に、何でそんなことになってしまったのかなというのが。逆に私たちの、今活性化協議会とか何とかと言ったでしょう、その会で私はその実情を説明しました、小森谷さんだっていたのだから、秋山さんだって。「ほっとけということなのです」からって、下條さんもご存じでしょうと言ったら、おれよく知っているよと言ったのです。その後役場へ行っているのだから。

だから、そういう私にとっては変な話なのです。私、同意なんかしていないよ、その会で。だから私知っているから、そこで説明したのです。あそこの公園のこのAさんの話については、過去何年も前からそういうのがあって、ここ一、二年は下火なのです。現区長は一回も受けたことはない、顔も名前も知らない。前区長も私も一回も受けたことないのです。一回だけ役場からそういう話が、逆に役場から対応してくれという話は受けたことがあるけれども、本人からは直接受けていないのです。

一番ピークだったのが、平成18年ぐらいか、17、18、19年ぐらいがピークだったのです。この方は平成10年ごろから住んでいるのです。私の記憶では16年ぐらいから始まったのか、こういう話が。私なども何度もつかまってやられたのです。私なんか相手にしないで「はあい」と言って逃げてしまうのですけれども、もうそういう状況にあるのを、私調査しろと言ったでしょう、それもせずに予算化するから私はこういうことを言っているわけです。あそこにネットを張ったら、公園がよくて買っている人がいるのです、みんな。変な運動場ではあるまいし、そんなネットを張られたら美観、景観を害します。

ですから、地域の住民は、それは役場に怒ってくる人は少ないと思うけれども、みんな恐らく文句言う人は多いと思います。それで、なおかつ何でその家だけ10メートルやるのですか。まだへ理屈でもあれをぐるりやるのなら、景観を害しようが何しようが理屈は立ちますけれども、何で見え見えにその家の、あれ10メートルという敷地分もないのです。建物だけの幅ですよ、あれ。あそこの家は敷地の幅が15メートルぐらいありますから。だからそこへ10メートル張るなんていうのは、非常にこれ違和感があります。何だこれと。そういうことで私知っているのです、それ。今までの区長にみんな聞きました、私は、個別に行って。

だからさっき小野田課長は、下條さんという前の、あれは前々の区長です。一番これにほっとけという人



だったのです。みんな知っています。だから人間気が変わった、考えが変わるということはありますから、それはいろいろですから、それはあるかもしれないですけども、だからわからないと。

活性化協議会というので、ちなみに私言ってしまうですけども、活性化協議会というのは発起人は私なのです、あれ。規約つくったのも私なのです。よく知っているのです、私。なるべく公共性とかを薄めようという形、任意団体としてつくったのです。そうですよ、発起人が私だから、皆さん知らないのだろうけれども、私そんなこと言わないけれども、今まで。だから規約だって何だって全部知っています。公共性の性格を薄めようといういうことで、議員とか区長とか、ちなみに言いますが、あれ年齢制限があって議員だつて入れないのです、あれ、年齢が来たら。そういうふうにつくってあるのです。議員だから入れるとか、区長だから入れるとかというのではないのです。だれでも入れるようなというので、なるべく新陳代謝するよといううことで、年齢が来たら退会すると。役、肩書とかそういうのではないというような形でつくった地域の本当の自由な意見を交換できるような、そういう性格でつくった団体ですから。よく調べておいてください、認識が違っているのではないですか、そういうことです。

○議長（塩田俊一君） 先ほど質疑の途中でありましたので、まず原案に対する質疑を行います。

小森谷幸雄君。

○3番（小森谷幸雄君） いろいろ長々と青木議員のほうからご説明があったわけですけども、私も活性化委員会の一メンバーとして発言をさせていただきます。

基本的には……

○議長（塩田俊一君） 先ほど提案された90号の原案に対する質疑です。

石山徳司君。

○5番（石山徳司君） 私もこの公園の施設というのは、東部公民館でありますので、たびたび足を運んで、それが運動場にふさわしいか、あるいは幼児たちの手まりぐらいの遊びをする場所かというのは、重々承知しているつもりでありました。また、このAさんという方がたびたびそういう苦情を持ち出したというのも、私は直接聞いていませんから、あくまでうわさ話ということで認識している程度の話なのですけれども、では果たして役場で予算づけをされたというその根本理由として、どのような被害申告、確認をされたのか、ちょっと私のほうにお示しください。

○議長（塩田俊一君） 小野田都市建設課長。

[都市建設課長（小野田国雄君）登壇]

○都市建設課長（小野田国雄君） 被害の関係でありますけれども、被害の関係につきましては、ひだまり公園の周辺に住宅地があるわけですけども、まず公園に接して地元の集会所がありますけれども、その遊び方によっては集会所にボールが当たりまして、建物のほうがへこんだりしている、そういうものがあつたり、あとは芝生公園のほうについては、芝生公園に入る入り口があるのですけれども、そこからボールが飛び出して行って、そのAさんの建物にボールが当たったかどうか、その辺の被害は私のほうで確認しておりませんけれども、その方の話ですと、ボールが飛び出してきて被害があるという、そういうことです。

○議長（塩田俊一君） 石山徳司君。

○5番（石山徳司君） 多分そのような成り行きかなとは思いますが。実際に役場で今までかつて、先ほどの町道の転倒事故ではないですけども、確かにその方がそれによって自宅なりに被害を受けたという裏づけ

でもあれば、予算措置というのを中間的に補正予算で組むという、その姿勢も何となくわかりますけれども、青木さんが言われましたように、取ってつけたように説明もなくこの予算書だけで130万円というと、公園整備費ですから、たまたま青木さんはそのいきさつを全部ご承知だったということで、我々に話をさせていただいたということで、その判断の材料という形を提供してくれたと、たまたま町のほうでは私が言ったように、その方が何十万、何百万の被害、あるいは何千円の被害を何月何日に受けたというのを受領されていないということは、ちょっと不自然かなとは思います。

以上です。

○議長（塩田俊一君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 今石山議員さんいみじくも、議員さんの話題、いわゆる今回の反対か賛成かの根拠は、知らない者による立場であって、青木議員さんからのいわゆる情報提供によって反対の立場を考えると、この説明がございましたが、私どものほうは、基本的には個人の申し出もあった上に、それを先ほど申し上げました、青木議員さんが発起人かどうかはわかりませんが、現の組織の会長さんほか数名がおいでをいただいたという現実を踏まえましたときに、東地区のいわゆる幾つかの解決したい問題の一つととらえざるを得ない立場でございまして、そこら辺のところは十分ご理解もいただきたいと思っております。

○議長（塩田俊一君） 次に、修正案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

先ほどは、町長から提案された原案についての質疑なのですが、次に修正案に対する質疑を行います。

小森谷幸雄君。

○3番（小森谷幸雄君） 3番、小森谷でございます。

この件についてはいろいろ紆余曲折があって、今青木議員からお話がありましたように、事の経過はそのような形になっているかと思えますけれども、現行の中で私が問いたいのは、一つはこれは非常に残念なことなのですが、執行部さんには直接関係ない話ですけれども、活性化委員会の中で話題になったことが、そのメンバーである一議員からこういった形で修正を受けるということが非常に残念に思っております。

それと、公園ということに関しまして、（1）と（2）の場所にネットを設置すると、こういうお話の経緯でございしますが、基本的に町の行政として、公園に限らず苦情も何もないからいいのだというようなお話があったわけですが、苦情がなくても安全策を講じることも行政の一つの役割であるというふうに私は感じております。何かがあってからその前後策を対応するというのは、ある意味では後手になってしまうということでございます。

それと、（1）番のところは非常に議論になっておるわけですが、（2）番のその集会所の前ですか、ここは当然雨戸が閉まるわけですが、この件についても、私は相当ボールの投げた跡が結構ついているという認識はいたしております。そういった形で公園のあり方論からいえば、当然のことながら、小さいお子さん方、あるいは小学生、中学生、中学生はちょっとやらぬかな。そういう意味で小学生の方たちがボール投げをするということも当然出てきます。今の現状を考えると、公園の中でボール投げが禁止という公園が非常に都市部を中心にあるわけですが、そういったものを、ボール投げ禁止というだけで公園から子供たちをシャットアウトするということは、私は非常問題があるというふうに感じております。

し、その対応を行政がすることによって、子供たちが多少なりのボール遊びができる環境をいかにつくるかということが、私は行政の仕事であるというふうに思っております。

(2) の公民館の前においては、当然ゲートボール場もありますし、グラウンド的な要素が多分に盛り込まれた運動場と、運動場というところと面積が小さいから言えませんけれども。いわゆる多目的に子供たちも遊んでおられる公園ということで、そういった点も踏まえますと、やはり問題があるのではないかとこのように思います。ですから、苦情がなければ何もしない、苦情があってから動き出す、こういう考え方にも私は反対でございます。

以上でございます。

○議長（塩田俊一君） 青木秀夫君。

[7番（青木秀夫君）登壇]

○7番（青木秀夫君） 今小森谷議員から協議会のメンバーであるということであったのですが、その席でも私はこの公園のことはほうっておけばいいのだという主張をしているのです。知っているでしょう。それで、下條さんもお存じでしょうと言ったら、おれよく知っているよとそのとき答えていました。ただそれだけの話で終わったのです。これを対応してあげようよとか、そんな話は何もなかったです。だから何、そこで議決されたから、議決されたことに拘束されるというのが小森谷さんの趣旨なの。そんな会ではないよ、言っておくけれども。任意団体で、そんな重苦しい、自民党の党議党則に反対したから除名だとか、そんなような規約は何もないです。規約読んでいますか、よく。読んでいたらそのくらいのことわかるでしょう。

それで、先ほど苦情を言わない人もいるのだから、苦情を言った人に対応するといっても、やはりケース・バイ・ケースで、横車をしたり、むちゃくちゃ言ったり、どう考えたって、世間で通用しないような要望には、それはこたえるのはかえって行政が逆の責任を問われるということにもなります。それは確かに住民からいろいろな要望があったら、それにできるだけこたえてあげるといのは、これは事実なのですけれども、やはり行政というのは最大多数の最大効果を実現させるためにあるわけだから、特定の人が単なる気まま、わがままで、自分の思いでやっているということに対しては、これは対応すべきではないと。本件なんかまさにその典型例だと私は思うのです。地域の人もみんな知っている。先ほどから下條さん、下條さんという人が出ているのだけれども、あの人などはその筆頭だったのです。全部知っています。このAさんに…

それで、もう一つは、集会所に対する被害の状況ですけれども、確かに集会所は私物ではないわけです。公共的なものです。30区の集会所には、このAさんのほうのひだまり公園ではボール遊びも現実にはできない状況で、あちはゲートボール場ですから、約200坪程度ぐらいな規模なのですけれども、そこで子供ですからサッカーボールをけったり、多少のキャッチボールぐらいはやっているのは現実だと思うのです。今までも被害がありまして、30区の区費で平成16年か、修繕したことがあります。今も区費で……

[「被害があったんじゃないの」と言う人あり]

○7番（青木秀夫君） ありますよ、30区の費用で修繕しています。毎年修繕積立金というのを積み立てていますから。公民館のほうには被害があると言っています、さっきから言ったでしょう、説明のときも、多少の被害は出ていると。だから、それに対する対応については区費でやるべきか、町のほうからそれを応援

してくれるというか、出してくれるのであれば、それは問題ないと思うのです。行政機構の改革で変わってしまったけれども、要望書か何か、だれか出ているのを受けたことがありますか。あの……

〔質問にだけ答えてください〕という人あり〕

○7番（青木秀夫君） いや、聞いているのです。だから答弁の一環で。いない。町にも、だから今言った30区の壁面の保護の対策を何とか町のほうでやってくれないかという要望は、かつて出したことがあるという人がいます、それは。だけれども、さほどそれほど問題でもないということで、今まで現在に至っているのです。地域の人たちだって、子供なんていうものは当然サッカーのボールければ、ああいう広場があればやるのは、これは仕方ないことです。それを全くゼロにすると、そういうのを、むしろ役場がこのAさんの話がきっかけになってボール遊びをしないようにと、今30区のは、北側についてはボールをぶつけないようにと立て看板が立っています。だからそれで大分ボールを当てないようにというか、やる人が減ったというの聞いています。

ですから、そういう状況ですから、Aさん宅のほうの問題は小森谷さんもよく調べていただければいいと思うのですけれども、よろしく願います。

○議長（塩田俊一君） 小森谷幸雄君。

○3番（小森谷幸雄君） ですから、青木議員さんが提案されているのに、（1）と（2）が2つあるわけです。その（1）がだめだと、（2）はだんだんいいのではないかと、だからこの辺をきちんと説明してもらわないと困るわけです。被害がありました、それは区費を積み立てて修繕をしています。それを行政が肩がわりしてやるということだからいいことではないのですか、これは。私はそう思います。

一連の流れの中で公園全体を考えたときに、公園の利用価値をどう高めるかというのは、これは苦情があるかなかなか行政の仕事だと私は思っています。

以上です。

○議長（塩田俊一君） 青木秀夫君。

〔7番（青木秀夫君）登壇〕

○7番（青木秀夫君） だから公民館の北側のネット設置についても、先ほど私が説明したでしょう、よく聞いてください、もう一回さっきのところを読みますから。

この部分は30区北側にあつて、過去にはサッカー遊びなどで30区集会所壁面に多少の被害があったのは事実ですと私は言ったのです、さっきも。ないなんて言っていないです。ただ、今回の補正予算の措置は、この地域住民から盛り上がったものではなくて、だからちょっとまずいのではないかとということで、最後にこういうことも言っているのです。このネット設置の補正予算案の減額は、減額修正した後で、今回修正した後で、どのようなものを、どのような方法で集会所壁面の保護をしていくべきか、美観、景観などにも配慮しながら、地域住民の意向を反映させるプロセスを経たからの速やかな予算化が望ましいと思うということを私はさっきも言ったのです。

ですから、やるななんて言っていないのです。時間が間に合えば、22年度の本予算にでも計上すればいいのではないですかということも私は言っているのです、被害がないなんていうことは言っていない。その後の対応についても、そういうふうにしたほうがいいのではないですかということも言っているのですから、よろしいですか。

○議長（塩田俊一君） 小森谷幸雄君。

○3番（小森谷幸雄君） そのとおりで、それを行政が先走ってというより、前もってやるということなのだから私はいいと思いますし、町民というより地域住民の一体が申請したことが悪くて、この工事をやるについてのプロセスが悪過ぎると。活性化委員会というのも、一つの任意団体のプロセスを踏んでいろいろ議論を積み重ねたものが青木議員のところにもいっているはずでございます。ですから、そのときに一メンバーとして私はやはり異議があるのであれば、これは活性化委員会の会長に対しておかしいということも、私は必要であったというふうに理解しております。

○議長（塩田俊一君） 青木秀夫君。

[7番（青木秀夫君）登壇]

○7番（青木秀夫君） なかなか今回ネット設置をすればいいということではなくて、先ほども言ったでしょう、美観、景観ということがあるわけですから、地域の方は、いやあそこは植栽でやったほうがいいのではないかと、あるいは対面に陶芸館ですか、あれ。陶芸館もあるのを知っているでしょう。何でそこ側だけやるのだということにもなるし、やはり全体のバランスなどを考えれば、やはり地域の多くの皆さんが議論して、どんなものを作ったらいいかということ、地域のことを無視しています。それでネット設置は悪いことではないと。そうではなくて、どういうものにしたほうがいいのかということ、議論をしてやっていくべきだということを私は言っているわけです。知らない人が勝手に来て、これ張れとかと言うよりも、地元の住民が何人か、いろいろ全員というわけにはいかないでしょうけれども、集まって、あそこのいわゆる、私は景観とか美観というのも大切だと思うのです、運動場ではないのだから、あそこは。そこへネットを張るなんていうと、逆にボール遊びを公認するような結果になってまずいのではないかと、今ぐらいな程度にしておくのがいいのかなと、これは私の個人の意見ですけれども。

だからそういうことで、何も行政にやるなんて言っていないのです。だからそういういい方法を皆さんで、地元の皆さんが検討して、こういうのがいいのではないかとというのが決まったら、そういうのを町側に要望してやっていただけるのなら、30区の区費から捻出するよりも、やっていただけるなら地元の負担は軽くなるから異論はないと思いますので、今後は地元がどういふふうに対応するかどうかわかりませんが、要望したら受け入れてくれるのなら、ぜひやってもらえばいいと思うのです。

○議長（塩田俊一君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 先ほどから答弁者がお一人に偏っているので、私どもも判断が非常に難しいです。同じ趣旨で秋山議員も全く同じ気持ちで提出されているのだと思いますので、諸般の考え方を述べていただきたい、私どもももちろんそういう判断も慎重にしたいと思いますので、どうぞ。

○議長（塩田俊一君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） いろいろ今お聞きしております、このままではきちっとしたものが採決できないかなという思いもあります。どうして私も賛成者のほうになったかということは、やはり私のところにもお電話が来ております、住民の方から。特にどうしてこんなふうにならない前に、私はAさん宅に係る住民の方、また区長さんはそれを初めとして、そして東地区の活性化の委員さん、そしてまた役場の担当課の人たちが東部公民館とかに集まって、全体の中で協議をして、これはやるべきかやらないべきか、い

ろいろの疑問とか質問、そしてこういうふうにしてもらいたいとか、要望とかをなぜやらなかったのか、そういうことも大事だと思うのです。

私たちが今メンバーが、自分もメンバーではないかというお話ですけれども、私がお場にいたときは、そういう具体的な話は一切ありませんでした。それで会長さんが私の家にコピーしたものを持ってきたときに、「秋山さん、こういうのをやったから、議会で賛成してくんな」と、こういう感じでした。私はお帰りになってからよく文面を見ましたら、こんなふうになっているということは気がつきませんでした。それでしたらなぜ東地区の議員を、議員、議員というのでしたら、そこの要望に来たときに私たちを同席をさせなかったのでしょうか、私はそこに疑問点を感じております。

そういうことで、私はこの話はやはりその執行部としてもきちっと、三者のみんなの公開の場で話し合っ  
て決めたらもっといいものが出てきたのではないかなというふうに思うわけでありまして、そういうところに持ってきて、私はこれは時期尚早であるというふうに思っております。もう少し意見を聞いて、そしてまして補正予算で組んでくるなんてどういうことなのだろうというふうな思いもあります。もっと先に補正予算を組んでやることはあると思います。その辺を私は怠っていたのではないのかなというふうに思っております。そういう経緯もありまして賛成のほうへ、私は青木議員のほうからお話がありましたので、ではわかりました。私のほうにも2名ぐらいの女性の方から、ちょっと私も東部公民館を利用しているものですから、そのときにお電話があったので、わかりましたということでそれをお受けいたしました。

だから、本当にこれはやる側と、それから近隣の方の意見というのは本当に大事ではないかなというふうに思うのです。私はそういうふうに感じましたので、今お話をさせていただきました。

○議長（塩田俊一君） ほかにありませんか。

野中嘉之君。

○8番（野中嘉之君） 8番、野中です。

ともすると、道路も含めて公園内で子供の事故などが起こりますと、管理者の責任が問われるわけでありまして、補償の問題とかいろいろ出てきているのが実際であります。ともすると、「この公園、遊ぶべからず」というようなものにもとれるような、先ほどの話の中でも、公園内でボール投げはいかぬとか、そういうような状況が生まれるということは、本当に残念であります。私もこの東部公民館によく行っておりました、よく小さな子供たちがお母さんと一緒に遊んでいる様子を見ているところで、大きな子供がサッカーボールをやって云々というようなことは、私は見ておらないのですけれども、そこで町とすれば、住民の要望があって、スピーディーに対応しようということで予算計上されたのだろうと思うわけです。

私はこの130万円の全体計画についてはよく承知していなかったところですが、私はせっかくこの130万円の関係については、その4メートルが適当かどうか、私はその子供の遊びの状況から考えれば、小さな子供が遊んでいるということからすれば、1メートルないし1メートル50もフェンスがあれば事足りるのではないのかなと、そういう感じがします。

したがって、130万円の予算があれば、全体計画の中でさらに半分近く対応ができるとか、そういうことにもなるわけでありまして、やはり130万円はせっかく計上されたことでもあり、いろいろなその子供たちが伸び伸びと遊べる環境につながるとすれば、その130万円で全体をやれということではなくて、その一部として全体計画、防球ネットのあり方も含めて全体計画を早急にまとめていただいて、130万円の中で1

メートル50で間に合うのか、あるいは1メートルで対処できるのか、それも含めてやることで、いわば130万円計上はそのままやっていただくということの考え方ですけれども、その点伺いたいと思います。

[何事か言う人あり]

○議長（塩田俊一君） 青木秀夫君。

[7番（青木秀夫君）登壇]

○7番（青木秀夫君） それでは、野中議員の質問にお答えします。

これを、130万円をそのまま存続してというのと、内容をこれから検討するということなのですから、これ予算が決まってから後で決めるということになってしまうので、順序が逆ではないかと。私がさっき提案しているのは、1回これは引いて、もう一回再検討、出直して、次に予算化すべきものであれば予算化していくというのがいいのではないかというのが、私の先ほどの提案ですので、ご理解いただけないかなと思うのです。

先ほど野中さんも知っているというのですけれども、あそこのAさん宅の周りは私に言わせると随分、十分過ぎるほど町は対応しています。よく見ていてください。あのAさん対策でいろいろなボールが出ていかないようにとか、この図面を見ていただくと、野中さん、わかると思うのですけれども、Aさん宅に進入路があるのです、2メートルぐらいな。この進入路のところは生け垣が切れているわけですが、もちろん、進入路だから。そのためにその先に、その進入路をふさぐわけにいかないから、別の防護さくを植栽して、つくって、かなり木も成長してきて、もう1メートル50までいかないかな、なっています。あれだつてこのAさんのために板倉町が対策を立てたので、だから野中さん、さっきから言っているのは、ボール遊びするとか何だとかって、ちょっと地元の住民は、町側というか、行政側が反応し過ぎだという、むしろ言っているぐらいなので、そのAさんという人をよく理解していないから対応するのわかるのですけれども、1日3回でも5回でも来ますから、苦情に。

それで、例えば区長の家に、葉っぱがうちに落ちてくるから何とかしろとか、ボールだけではないのです。それで、お宅の葉っぱも飛ぶのではないのと言うと、うちは飛ばないと。だからそういういろいろなのが、近所でトラブルが起きているわけ。だから東小学校へも、教育委員会だつてみんな知っているのです、そんなものは前から。だからその辺のことをよく調べて、今後の対策を、いい方法、私たち何度も言うのだけれども、やはり美観とか景観というのは大切だと思う、あそこ。そのためにあそこを買っている人が多いわけだから。だから、ただ運動場の、板倉中学にネットを張るみたいのではなくて、何かほかにもいい方法があれば、方法をじっくり考えて、住民の意向を聞いて、それを反映させて今後の予算化というか、向けていけばいいので、今回は一たん減額補正させてもらったほうがいいというのが私の提案理由なのです。よろしくお願ひします。

○議長（塩田俊一君） 大体意見も出尽くしたと思いますので、質疑を終結いたします。

昼食のために休憩いたします。

休 憩 （午後 0時02分）

---

再 開 （午後 1時00分）

○議長（塩田俊一君） 再開いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塩田俊一君） まず、原案に賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塩田俊一君） 次に、原案及び修正案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塩田俊一君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。ないですね。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塩田俊一君） 次に、修正案に賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塩田俊一君） ほかに討論ありませんね。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塩田俊一君） 討論を終結いたします。

これより議案第90号について採決いたします。

まず、本案に対する青木秀夫君ほかから提出された修正案について採決をいたします。

修正案について賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（塩田俊一君） 挙手多数です。

よって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決いたします。

お諮りいたします。修正議決した部分を除く部分については、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塩田俊一君） 異議なしと認めます。

よって、修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） ただいま補正予算の審議をいただきましたが、一部青木議員さんから修正の動議が出されました……

〔何事か言う人多数あり〕

○町長（栗原 実君） 今の私の発言はちょっと取り消します。

〔何事か言う人多数あり〕

○議長（塩田俊一君） 暫時休憩いたします。

休 憩 （午後 1時05分）

---

再 開 （午後 1時10分）



○議長（塩田俊一君） 再開いたします。

○事務局長（栗原光実君） では、ちょっとおつなぎします。

今のご質問というか、異議の関係ですが、修正案が否決になった場合は、原案について挙手によって採決を求める必要があります。今の場合は修正案が可決ですから、要するに修正議決部分を除いた部分は異議があるかないかをお諮りして、なければそれでいいというふうに地方議会議事次第書にあります。間違いありません。

○議長（塩田俊一君） 今事務局長から説明がありましたが、これで了解願います。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（塩田俊一君） では、先へ進めさせていただきます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） ただいま補正予算5号につきまして、提出をした側より一言申し上げます。

一部不適切ということの意向で青木議員さんから修正動議が出されまして、ただいま数の論理で議決をいただいた修正案が可決ということでございます。内容等を見まして、反省するべき点も、いろいろな議員様、それぞれの立場からご議論を交わしていただいて、当方としてもあるやに感じます。また、逆に反論ではありませんが、団体、個人のを扱ったという意識はございません。基本的にはそういった東地区の活性化協議会、これは正確な名称かどうかわかりませんが、そういった形から上がってきたものということで、その対応をしたものと承っております、その点についてはご理解をいただきたいと。

幸い青木議員さんのご配慮に、多分よる形だったので、130万円をゼロ補正でなくて予備費として、大きい全体の補正額については動かさずという配慮も見受けられるわけでありまして、私どもとしては非常にありがたく思っております。また、そういう意味では、時間をかけてどういう形が望ましいかということ、ぜひ地元の協議会を通しまして、あるいは区長さんも含めまして、先ほどの議論をしていただきながら、できれば予算が必要であれば予備費という形でありますから、3月までにまた上げることもあるかもしれませんが、当初予算にもまた計上する場合もあるかとも思います。

地元のご議論を期待をし、それに先ほど秋山議員さんが町指導でということも言われたようでございますが、基本的にはこれこそ地方自治の問題でございまして、ぜひ地元の問題は地元でまず話し合っていて、その結果として、我がほうでその対応についていささかの反省点もあったやに受けますので、そういったことでぜひ今後ともよろしく願います。これについては大変ありがとうございました。

○議長（塩田俊一君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） ただいま町長のお言葉の中で、行政が指導でと言ったのは違うと言っていましたけれども、私はそういうふうに言っておりません。行政と住民とそのAさん宅の周辺の人がみんなが集まって、そしてやったらどうですかと、こういうふうに言いました。

○議長（塩田俊一君） 町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 基本的には問題が起こった上で、要望があったりして、それに対してどう対処するかということについて言われれば行きます。これについては白紙に戻ったと受けとめておりますので、まず

地元で議論をしていただいて、その上で当然陳情なり、町で予算措置をせよということになれば、行政も出向いて、それが適当かどうか議論をさせていただきまして、初めからすべて行政も行政とも言われては困ると、そういう意味で申し上げました。

○10番（秋山豊子さん） 町長、そういうふうには言っていませんけれども。

○町長（栗原 実君） そういうふうには聞こえた。

○10番（秋山豊子さん） いや、違いますでしょう。だって、そういうことではなくて、東地区の地域活性化の人たちが要望に来たわけです。それなので町のほうでも動いてしたわけでしょう。ですから、私は先ほどの皆さんのいろいろな議論の中で、ちゃんと定まらないのであるならば、その申し出た人たちを集めて、公の場でみんなで話し合っただめれば、こういうことにはならないのではないのでしょうかと、こういうふうにお話をいたしました。

○町長（栗原 実君） くだいようですが、こういった問題は、必要か不必要かはまず地元の問題でございまして、そこに議員様も含めて3方おられるわけでございますので、まず地域でじっくりと、公開でどんな形でやられてもそれはご自由ですから、結構です。それを踏まえた上で、行政が関与すべきものかどうかも含め検討した上で呼ばれば、出ていくことももちろん当然あり得るということを申し上げておまして、わかっていただきたいと思えます。わからなければ、お互い考え方の相違ということでも結構でございます。

○議長（塩田俊一君） 青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） 何かいろいろ、地元とか地域とかというのを、何かどういう表現の仕方をしているのかわからないのですけれども、一応各行政区には行政区で、公の役場の末端組織といっちはなんですけれども、組織として公式にあるわけでしょう。区長、行政区というのは、あれ一応規則があっといういろいろな、それに担保された組織なのでしょう。いわゆる活性化協議会というのは任意団体なのです。任意団体という性格でつくろうということをつくったのです。規約にもそういうふう書いてあるわけです。ですから、別にそういう肩書だとか何だとかという、そういうのではなくて、議員だって年齢がくれば入れないような組織になっているわけです。元区長だって、年齢がくれば入れないような組織になっているわけ。あくまでも地域の任意団体なので、何かその辺の誤った認識を持っているといけないので、つくったころの趣旨はそういうことだったのです。

ですから、その辺のところを誤解されて、地元の人が相談して話するというのは、これは30区の問題ですから、30区の人が集まって、近所だけではなくて、今までどこまで集めるかというのはそれは別として、場合によっては大げさに30区の総会というような感じで全員集めて、それをどうしたらいいかに対応するのならわかるのですけれども、そっちを置いておいて、今の区長も何も相手にせず集めてやったら、これはおかしいでしょう。

何か聞いていると、ここで集まって議論して、一回ここでは予算が否決されたけれども、次の予算に向けて話を進めていただこうといったら、それは、私が言っているのは、30区に話を持っていくならいいよ、どうも何か認識がそこら辺があいまいなのではないかなと思っているので、それで、ちょっといいですかまだ、何かこの地域活性化グループで、1人この30区の人いるのですけれども、歴代の区長というのは何人もいるわけです。だからそういう人も含めて、区長だけではなくて希望者全部集まるとか、そういうふうにして、地元で対応していただかないと、何か誤解をされると困るので、何か地域活性化協議会の性格、あれ任意団

体ですから、よくご承知いただきたい。

○議長（塩田俊一君） この件については後に議員協議会が開かれるので、そこに持って行ってください。  
栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） もちろん地元という意味はそういうことで、青木議員さんの言われているとおりで結構だと思います。先ほど言いました、私は任意団体であろうが個人であろうが、あるいはすべてを行政を通して陳情しようとか、そういうものは考えておりませんので、地元の問題ですから、地元の皆さんが円満に話し合った上で、それが、またしかも総意という形ででも上がれば、総意でなくても多数ということもあるのですが。ぜひそういった手順をもう一度お踏みになっていただいて、しかも議員さん3名、30区であれば2名ですか、何名ですかわかりませんが、この議論は30区ではなくて全体で議論しているわけですが、そういう意味で……

[何事か言う人あり]

○町長（栗原 実君） いや、全体で議論しているわけではないですか、板倉町全域として。だからぜひまたもう一度出し直していただくか、そういったことで前向きに検討していきたいということを申し上げているわけでございます。したがって、地元としてのとらえ方の誤解と相違はないと思っております。  
ありがとうございました。

---

#### ○議案第91号 平成21年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

○議長（塩田俊一君） それでは、日程第11、議案第91号 平成21年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。  
町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） それでは、さらに続いて議案が残っておりますので、お疲れのところ恐縮でございますが、審議をお願いを申し上げます。

議案第91号 平成21年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ75万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億1,401万5,000円とするものでございます。歳入につきましては、繰入金に75万円を追加するものでございます。歳出につきましては、総務費に同じく75万円を追加するものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長から説明を申し上げますので、よろしく願いを申し上げます。

○議長（塩田俊一君） 荒井健康介護課長。

[健康介護課長（荒井英世君）登壇]

○健康介護課長（荒井英世君） 議案第91号 平成21年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

2ページから5ページまでは、先ほど町長の提案理由のとおりですので省略いたします。

6ページと7ページをお願いいたします。まず、歳入ですが、第3款第1項一般会計繰入金、1日事務費

繰入金に75万円を追加いたします。これは事務費に係る繰入金です。

歳出ですが、第1款1目徴収費に75万円追加いたします。これは徴収事務に係る後期高齢者医療制度システム補修料の不足分に係る追加分でございます。

以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（塩田俊一君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塩田俊一君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塩田俊一君） 討論を終結いたします。

これより議案第91号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（塩田俊一君） 挙手全員であります。

よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

---

## ○議案第92号 平成21年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（塩田俊一君） 日程第12、議案第92号 平成21年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 議案第92号 平成21年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,011万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億5,122万4,000円とするものでございます。

歳入につきましては、国庫支出金に8万円を、繰入金に263万7,000円を、繰越金に5,740万円をそれぞれ追加するものでございます。

歳出につきましては、総務費に157万円を、保険給付費に2,448万円を、後期高齢者支援金等に1,324万円を、前期高齢者納付金等に22万4,000円を、保健事業費に2,364万6,000円を、諸支出金に2,052万1,000円をそれぞれ追加するものでございます。

なお、細部につきましても、同じく担当課長からご説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（塩田俊一君） 荒井健康介護課長。

〔健康介護課長（荒井英世君）登壇〕

○健康介護課長（荒井英世君） それでは、議案第92号 平成21年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

2ページから5ページまでは町長の提案理由のとおりですので、省略いたします。

6ページをお願いいたします。歳入、第3款国庫支出金、第2項国庫補助金、3目出産育児一時金補助金8万円の追加ですが、これはことしの10月から出産育児一時金が4万円引き上げられました。それに伴うものです。

一般の分娩機関の場合ですと35万円から39万円へ、産科医療補償制度加入分娩機関では38万円から42万円になりました。ここで4万円の引き上げです。これを受けての今回の補正でございまして。引き上げ額4万円のうち、2分の1につきましては国庫補助、残りの2分の1、その3分の2については一般会計からの繰り入れ、これは地方交付税措置です。それから3分の1につきましては保険税ということになっております。8万円の追加につきましては、42万円支給分が今年度11件見込まれています。そのうちの不足分4件分です。

次に、第9款繰入金、1目一般会計繰入金263万7,000円ですが、3節では職員給与費等繰入金に13万円の減額、これは期末手当などの減額分です。それから事務費等繰入金170万円の追加ですが、これは共同電算加入に伴う初期設定とデータ生成作業に伴うものでございまして。

4節の出産育児一時金の繰入金につきましては、106万7,000円追加いたします。これは後ほど出てきますが、歳出168万円不足追加分に係る町の持ち出し分ですが、これも地方交付税措置されるものです。

第10款繰越金、2目その他繰越金5,740万円の追加ですけれども、これは前年度の繰越金です。

7ページの歳出ですが、まず第1款総務費、1目一般管理費157万円の追加ですが、これは職員人件費の減額等と、それから電算業務委託料170万円の追加です。

第2款保険給付費、3目一般被保険者療養費、これはりとかマッサージ等ですが、今後不足が見込まれるため600万円追加するものです。

8ページをお願いします。第2款保険給付費、1目一般被保険者高額療養費1,680万円の追加ですが、これも今後の給付を見込んでの不足分です。高額療養費、ちなみに1カ月平均950万円ほど出ています。

同じく第2款、第4項出産育児諸費の1目出産育児一時金には168万円の追加です。これは4件の不足分の追加です。

9ページをお願いします。第3款後期高齢者支援金等の1目後期高齢者支援金1,324万円の追加ですが、これ1人当たりの負担額が、21年度につきましては、20年度と比較して増加したことによります。その追加分です。

それから、第4款1目前期高齢者納付金ですが、65歳から74歳までの前期高齢者納付金ですが、22万4,000円の追加です。

第8款1目保健衛生普及費8万2,000円の追加ですが、これは健康優良家庭の記念品代の追加です。今年度ですけれども、121世帯予定しております。当初は80世帯だったのですけれども、41世帯増えました。この要因としましては、75歳以上の方が後期高齢者医療制度、そちらに移ったということで、その人たちが抜けたことによりまして、この優良家庭ですか、これが増えたという感じです。

それから、10ページをお願いします。第11款諸支出金、7目高額療養費特別支給金3万円の追加ですが、これは特別支給金額及び対象者6名なのですけれども、それが拡大したため支給額を補正するものです。

同じく諸支出金、第4項繰出金、1目一般会計繰出金に2,049万1,000円を追加するものです。これ主に前年度繰越金の町への一般会計の精算分です。

以上ですが、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（塩田俊一君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） 10番、秋山です。出産育児一時金についてちょっとお伺いをいたします。

今出産をする病院におきましては、出産育児一時金は窓口で払わないでも子供さんを産んで退院ができるという、そういうふうな制度になっていると思っておりますけれども、病院によりますと、出産費は入るときに払ってくださいと、そういうふうに言われる。そして、出産費用も、その病院によりますし、その妊婦さんがかかった病気の治療というか、そういうことにもかかわってくるのでしょうか、約50万円ぐらいの請求があったと、そういうことで、窓口で払わなくてもいいというのではないのでしょうかというような問い合わせがありました。そういうことで、その辺は自治体というか、各市町村で医師側と統一がとれているのでしょうか、いないのでしょうか、ちょっとその辺教えていただきたいと思います。

○議長（塩田俊一君） 荒井健康介護課長。

[健康介護課長（荒井英世君）登壇]

○健康介護課長（荒井英世君） ただいまの質問ですけれども、基本的に県下の場合は、群馬県全部統一して窓口での支払いを必要ないということでやっているはずなのですが、ただ議員さんがおっしゃったようなことは、ちょっと私認識していないのですが、ただ医療機関においても、例えばよく玄関から入りますと、こういった部分はチラシか何かではないのですが、恐らく張ってあると思うのですが、ですからそういった実際事実があるかどうか、ちょっと私は認識しておりません。

○議長（塩田俊一君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） 先ほどの課長のおっしゃるように、張ってあるのですって。それで、行政から戻ってきます、一応立てかえておくと医者の方も戻ってくるわけです、何カ月かすると。そうすると、医者のほうの経営も大変なので窓口で払ってください、幾ら幾らですと張り紙がしてあるそうなのです。そうすると、本当にその出産費用がなかなか大変という家庭もあると思うのです。だからその辺がどうなのかなと思って、ちょっとお聞きしてみようと思ったのです。

○議長（塩田俊一君） 荒井健康介護課長。

[健康介護課長（荒井英世君）登壇]

○健康介護課長（荒井英世君） 先ほど申しあげましたけれども、ちょっとこちらとしては把握していないのですが、もしどういった医療機関で、館林管内ですか、館林邑楽管内、もしあれでしたら、その辺をこちらに教えていただければ、ちょっといろいろな形で対処したいと思います。

○議長（塩田俊一君） ほかにありませんか。

石山徳司君。

○5番（石山徳司君） 確認のために一言ちょっと伺っておきたいと存じます。

10ページの一般会計繰出金で2,000万円ちょっと出ているのですが、これは滞納分の上乗せとか、

医療費の増加に対する負担か、あるいは未納者への補てんに使われた金かということ。先日読売新聞の何か、国民健康保険の記事で、板倉町で1億二、三千万円、館林はちょっと4億か5億ぐらい未納分があるというようなのが載っていましたので、その辺のところを確認したいと思います。

○議長（塩田俊一君） 荒井健康介護課長。

[健康介護課長（荒井英世君）登壇]

○健康介護課長（荒井英世君） これは滞納分とかそういったことではないのですけれども、職員給与費とか、例えばもう一つ出産育児、一般会計の中で出てきたのですけれども、それから赤字補てん分があります、町からの。そういった部分の精算部分です。

○議長（塩田俊一君） ほかにありませんか。

「なし」と言う人あり]

○議長（塩田俊一君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○議長（塩田俊一君） 討論を終結いたします。

これより議案第92号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（塩田俊一君） 挙手全員であります。

よって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

---

### ○議案第93号 平成21年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（塩田俊一君） 日程第13、議案第93号 平成21年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 同じく議案第93号の議案説明を申し上げます。平成21年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ91万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億5,854万3,000円とするものでございます。歳入につきましては、繰入金を91万円減額をするものでございます。歳出につきましては、総務費に9万円を追加し、地域支援事業費を100万円減額するものでございます。

なお、細部につきましては、同じく担当課長からご説明を申し上げます。

○議長（塩田俊一君） 荒井健康介護課長。

[健康介護課長（荒井英世君）登壇]

○健康介護課長（荒井英世君） それでは、議案第93号 平成21年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

2ページから5ページまでは町長の提案理由のとおりですので、省略させていただきます。

6ページと7ページをお願いいたします。まず、歳入ですが、第7款繰入金、4目のその他一般会計繰入金ですが、91万円の減額です。これは職員給与費などの今回の見直しに伴う減額でございます。

それから、歳出ですが、第1款1目一般管理費9万円の補正ですが、説明欄にあるとおり職員給与の見直し及び臨時職員賃金の不足によるものでございます。

それから、第5款地域支援事業費、1目一般管理費100万円の減額ですが、これも職員給与の見直しに係る減額でございます。

以上ですが、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（塩田俊一君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塩田俊一君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塩田俊一君） 討論を終結いたします。

これより議案第93号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（塩田俊一君） 挙手全員であります。

よって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議案第94号 平成21年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（塩田俊一君） 日程第14、議案第94号 平成21年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 議案第94号を同じくご説明申し上げます。平成21年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から62万円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億721万2,000円に補正するものです。歳入につきましては、一般会計繰入金の889万7,000円減額し、前年度繰越金を951万7,000円増額するものでございます。歳出につきましては、下水道費のうち下水道総務費の人員費を62万円増額をするものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長から同じくご説明を申し上げますので、よろしくご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（塩田俊一君） 鈴木環境水道課長。

〔環境水道課長（鈴木 渡君）登壇〕



○環境水道課長（鈴木 渡君） それでは、議案第94号 平成21年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について細部をご説明申し上げます。

今回の補正でございますが、職員人件費に係る補正でございます。先ほどの町長からの説明のとおり、5ページまでにつきましては省略をさせていただきます。

6ページと7ページをお願いいたします、まず、歳入ですが、一般会計からの繰入金としまして889万7,000円を減額し、1億6,668万6,000円とし、前年度繰越金としまして951万7,000円を追加をするものでございます。

また、歳出につきましては、下水道総務費に62万円を追加をさせていただき、3,063万円とするものでございます。この62万円につきましては、職員の人件費の中の住居手当、それから時間外勤務手当、児童手当などの手当に関するものでございます。

以上でございますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（塩田俊一君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（塩田俊一君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（塩田俊一君） 討論を終結いたします。

これより議案第94号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（塩田俊一君） 挙手全員であります。

よって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

---

#### ○陳情第3号 後期高齢者医療制度の廃止を政府に求める陳情について

○議長（塩田俊一君） 日程第15、陳情第3号 後期高齢者医療制度の廃止を政府に求める陳情については、総務文教福祉常任委員会へ付託いたします。

---

#### ○陳情第4号 全額国庫負担の「最低保障年金制度」創設を政府に求める陳情について

○議長（塩田俊一君） 日程第16、陳情第4号 全額国庫負担の「最低保障年金制度」創設を政府に求める陳情については、産業建設生活常任委員会へ付託いたします。

---

#### ○散会の宣告

○議長（塩田俊一君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、明日午前9時から一般質問を行います。

本日はこれをもって散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 (午後 1時48分)